

令和4年12月6日

周知資料（新見労働基準監督署）

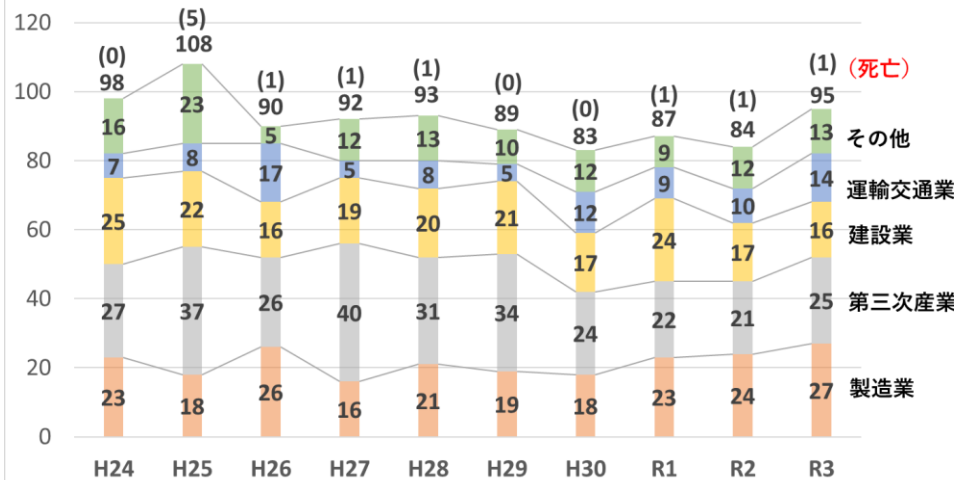
- (1) 労働災害が増加しています
- (2) 経営トップの「安全衛生方針」を示し社内の安全衛生活動を推進しましょう！
- (3) 職場での転倒災害が増加しています
- (4) 職場での腰痛を予防しましょう！
- (5) 働く皆さまへいつまでも元気に働ける心とからだの健康づくりを
- (6) SAFE コンソーシアム
- (7) はしごを使う前に・脚立を使う前に
- (8) 伐木作業中の死亡災害・重篤災害が発生しています
- (9) 災害復旧工事における労働災害防止について
- (10) 伐木作業等の安全対策の規制が変わります！
- (11) 木材伐出機械等も規制の対象になりました
- (12) チェーンソーによる伐木等作業の安全に関するガイドライン（概要）
- (13) 林業の作業現場における緊急連絡体制を整備しましょう
- (14) 林業の作業現場における緊急連絡体制の整備等のためのガイドライン（概要）
- (15) 新たな化学物質規制オンライン説明会
- (16) 月 60 時間を超える時間外労働の割増賃金率が引き上げられます
- (17) 建設業のみなさまへ（時間外労働の上限規制）
- (18) 年次有給休暇制度は改正労基法に対応したものとなっていますか？
- (19) 今こそ、働き方改革に取り組みましょう

労働災害が増加しています 安全管理の再確認をお願いします

令和3年の休業4日以上労働災害は95件（前年比+11）となり、平成28年以来となる90件超え、大幅な増加となりました。

死亡災害は令和4年は既に1件発生しており、4年連続の発生となっています。

新見労基署管内の労働災害発生状況



製造業

- ①はさまれ・巻き込まれ 10件
- ②墜落・転落 5件
- ③激突 3件
- ④切れ・こすれ 飛来・落下 2件

第三次産業

- ①転倒 13件
- ②動作の反動・無理な動作 5件
- ③交通事故 4件
- ④墜落・転落 3件

建設業

- ①墜落・転落 5件
- ②飛来・落下、切れこすれ 3件
- ④動作の反動・無理な動作 2件

運輸交通業

- ①墜落・転落 4件
- ②激突、動作の反動・無理な動作 3件
- ④転倒 2件

安全衛生管理体制を整え、自主的活動を強化しましょう！

安全衛生管理の強化

- 経営トップが安全衛生の方針を表明しましょう
項目：安全衛生の考え方、労働災害防止の決意、安全衛生活動の推進など
- 安全衛生の担当者（総括安全衛生管理者、安全管理者、衛生管理者、（安全）衛生推進者、産業医、作業主任者など）を選任しましょう
- 安全衛生の担当者の職務内容を明らかにして、十分な社内の権限を与えましょう
- 一定期間の安全衛生の目標を掲げ、計画を立てましょう

例) 令和4年の目標「非定常作業を100件以上洗い出し、作業手順書を作成する」

令和4年1月の計画「事業場の安全パトロールを行い、危険な箇所を洗い出す」

- 働く人全員で安全衛生活動に取り組みましょう

安全衛生教育の拡充

- 安全衛生教育（雇入れ時等の教育・職長等の教育、能力向上教育など）を計画的・継続的に実施しましょう

転倒災害、墜落・転落災害を防止しましょう！

新見署管内で令和3年に発生した休業4日以上労働災害の内、転倒災害、墜落・転落災害だけで約4割を占めています。転倒災害はその6割が30日以上休業見込みとなっています。墜落・転落災害ははしご・脚立、運転台・荷台等、2m未満からのものが7割を占めており、その6割が30日以上休業見込みとなっています。

転落、墜落・転落災害はどの業種、どの事業場でも発生する可能性があります。

転倒予防・腰痛予防の取組 (厚生労働省HP)



「はしごや脚立からの墜落・転落災害をなくしましょう！」
PDF : 2.42MB (厚生労働省HP)



高齢労働者の安全衛生対策について (厚生労働省HP)



腰痛予防対策 (厚生労働省HP)



「外国人労働者の安全衛生対策について」(厚生労働省HP)



指差呼称のやり方 (厚生労働省「職場のあんぜんサイト」)



今こそ、働き方改革に取り組みましょう

働き方改革とは、誰もがそれぞれの事情に応じて多様な働き方が選択でき、その能力と意欲を発揮できる魅力ある職場づくりを目指すものです。

魅力ある職場づくりに取り組むことで、従業員の意欲が向上し、労働生産性のアップや優秀な人材の確保職場への定着につながります。

中小企業だからこそ、取り組み易く、効果も大きくなります。

コロナ禍だからこそ



働き方改革に関連する助成金も取り扱っています。

働き方改革に向けた各種支援の活用

◆岡山労働局雇用環境・均等室

「働き方・休み方改善コンサルタント」が事業場にお伺いし、労働時間や休暇制度の状況を診断のうえ、アドバイスや改善に向けた具体的な提案や資料の提供を行います。

〒700-8611

岡山市北区下石井1-4-1 岡山第2合同庁舎3階

TEL 086-225-2017



◆岡山県よろず支援拠点

平成26年6月より、国が全国に設置した無料の経営相談所です。

岡山県よろず支援拠点では、起業・創業から、中小企業・小規模事業者の皆様の売上拡大、販路拡大、事業計画、経営改善など、経営上のあらゆるお悩みの相談に対応します。

公益財団法人 岡山県産業振興財団

〒701-1221

岡山県岡山市北区芳賀5301

TEL 086-206-2180



◆岡山働き方改革推進支援センター

長時間労働の是正、同一労働同一賃金の実現、生産性向上による賃金引上げ、人手不足の緩和などの労務管理に関する課題について、労務管理等の専門家による個別相談、事業主向けセミナーの実施などの支援を行います。

〒700-0985

岡山市北区厚生町3丁目1番15号 岡山商工会議所ビル 8階

【受託会社：株式会社タスクールPlus】

フリーダイヤル：0120-947-188

改正法令、各種支援、助成金制度等
詳細についてはこちらをご覧ください



「働き方改革」の
実現に向けて
(厚生労働省HP)



働き方改革について
(岡山労働局HP)



月60時間を超える残業は、割増賃金率が上げられます

(現在)

(改正後) 2023年4月1日施行

月60時間超の残業割増賃金率
大企業は 50%
中小企業は 25%



月60時間超の残業割増賃金率
大企業、中小企業ともに50%
※中小企業の割増賃金率を引上げ

	1か月の時間外労働 (1日8時間・1週40時間) を超える労働時間	
	60時間以下	60時間超
大企業	25%	50%
中小企業	25%	25%

	1か月の時間外労働 (1日8時間・1週40時間) を超える労働時間	
	60時間以下	60時間超
大企業	25%	50%
中小企業	25%	50%

就業規則、給与計算システムなどの見直しは進んでいますか？

中小企業に対して適用が猶予されていた60時間を超える時間外労働に対する割増賃金率について、2023年(令和5年)4月1日から50%以上とする規定が適用されます。

職場における新型コロナウイルス感染症対策について

- ◆ 職場における新型コロナウイルス感染症対策を実施するために、～取組の5つのポイント～が実施できているか確認しましょう。
- ◆ 厚生労働省では、職場の実態に即した、実行可能な感染症防止対策を検討していただくため「職場における新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するためのチェックリスト」を厚生労働省のホームページに掲載していますのでご活用ください。
- ◆ 食堂、休憩所、洗面所、寮における感染防止は大丈夫ですか。
- ◆ 職場における感染事案が発生した場合には労働基準監督署にもご一報ください。



経営トップの「安全衛生方針」を示し 社内の安全衛生活動を推進しましょう！

労働災害防止対策や健康確保対策を推進するためには、経営トップの強いリーダーシップの下、全員が一丸となって、安全衛生活動に取り組むことが重要です。

まずは、経営トップ自らが安全衛生管理の最高責任者として、労働者の安全と健康確保が最優先である旨の安全衛生方針を示しましょう。

また、経営トップの「安全衛生方針」に沿った取組を労働者一人ひとりが「安全衛生宣言」し、それを日々実践することにより、労働災害撲滅への効果がより期待できます。

「安全衛生方針」「安全衛生宣言」で労使一丸となって労働災害の撲滅に取り組みましょう。

見本



策定日 令和 年 月 日
掲示日 令和 年 月 日

安全衛生方針

安全衛生活動は、企業経営の基盤であり、我が社で働く人及び社旗又は社のシンボルマーク地域社会の安全・健康に及ぼす影響を最小限となるよう企業活動の中で安全衛生管理を徹底し、自負できる職場を目指します。

安全衛生の基本方針

- 1 安全衛生関係法令及び社内基準を遵守し、より一層の安全衛生管理に努めます。
- 2 職場の危険有害要因の明確化と対策の優先度を定めるリスクアセスメントを実施し、「災害ゼロ」から「危険ゼロ」への安全で快適な職場づくりを推進します。
- 3 過重労働及びメンタルヘルスによる健康障害を防止するため、衛生管理体制の充実を図り、社員の健康確保対策を推進します。
- 4 全社員とのコミュニケーションを図り、全員参加の安全衛生活動を実行していきます。
- 5 社員教育及び社内広報活動を通じて、安全衛生意識の高揚に努めます。
- 6 安全衛生活動の実行に当たっては、適切な経営資源を投入し、効果的な改善を継続的に実施します。

会社名 株式会社◎◎
代表者 代表取締役 新見 太郎

「安全衛生方針」は、方針に沿って、職場全員で取り組むことが重要なので、一人ひとりが目にする状態にしましょう。また、HPなどを通じて対外的に公表することにより、社員の取り組みへの意識高揚、安全衛生活動に意欲がある事業場との社会的評価の上昇の効果も期待できます。

労働者一人ひとりが「安全衛生宣言」を示し 社内の安全衛生活動を推進しましょう！

近年、増加傾向にある行動災害（転倒災害、腰痛災害など）は、疾病、加齢などに伴う、筋力、バランス力、視力、敏捷性、認知機能などの心身機能の低下などの個人的要因も大きく関与しており、労働災害を撲滅するには、労働者ひとり一人が、職場の安全衛生活動に積極的に参加するとともに、事業場における取組や地域における取組を活用しながら、自身の心身の健康の維持・向上に努めていくことがとても重要となります。

経営トップが労働災害防止に対する明確な「安全衛生方針」を表明し、その方針に沿った取組を労働者一人ひとりが「安全衛生宣言」を表明し、それを日々実践することにより、より効果が期待できます。「安全衛生方針」「安全衛生宣言」で労使一丸となって労働災害の撲滅に取り組みましょう。

見本



私の安全衛生宣言

1. ライン清掃・調整時は「主電源のカット」と「操作禁止札の掲示」を徹底します。
2. 作業標準にない不具合が発生したら、自己判断せずに班長に対応の指示を仰ぎます。
3. 場内は、走らず、ながら歩きせずを守ります。
4. 会社のヘルスサポートサービスを活用し、身体機能維持、健康維持に努めます。

宣言日 令和 年 月 日

所属名 株式会社◎◎ ◇◇工場

職氏名 製造第1班 高梁 太郎

「私の安全衛生宣言」は、労働者一人ひとりが、日々、取り組みを継続することが重要となりますので、宣言内容は、所属する職場の掲示板に掲示したり、カードにしたものを携帯したり、更衣室のロッカーに掲示したりと、それぞれの職場の状況に応じて、日々目にして意識するよう、工夫してみてください。



新見労働基準監督署からのお願い

職場での転倒災害が増加しています

近年、全国的に転倒災害は増加傾向にあり、令和3年の速報値は、前年同期比で約3割増と大きく増加しています。その約6割が休業1か月以上であり、特に女性の高齢者で多く発生しています。

転倒災害の防止は、女性や高齢者が活躍できる社会の実現や生産性向上などの観点からも、たいへん重要な課題です。

下記のチェックリストを活用した点検の実施など、転倒災害防止の取り組みをお願いします。

あなたの職場は大丈夫？

転倒の危険をチェックしてみましょう

チェック項目		
1	通路、階段、出口に物を放置していませんか	
2	床の水たまりや氷、油、粉類などは放置せず、その都度取り除いていますか	
3	通路や階段を安全に移動できるように十分な明るさ（照度）が確保されていますか	
4	靴は、すべりにくくちょうど良いサイズのものを選んでいませんか	
5	転倒しやすい場所の危険マップを作成し、周知していますか	
6	段差のある箇所や滑りやすい場所などに、注意を促す標識をつけていませんか	
7	ポケットに手を入れたまま歩くことを禁止していますか	
8	ストレッチや転倒予防のための運動を取り入れていますか	
9	転倒を予防するための教育を行っていますか	

転倒原因

転倒災害は、大きく3種類に分けられます。皆さまの職場にも似たような危険はありませんか？



転倒予防

転倒災害を防止することで、安心して作業が行えるようになり、作業効率も上がります。

① 作業場所の 整理整頓



② 作業場所の 清掃



③ 毎日の 運動



3つの転倒予防（整理整頓、清掃、運動）を行って転倒による労働災害を減らしましょう。

また、リーフレットの「チェックリスト」を用いて、転倒の危険性を確認し、転倒しやすい場所の危険マップを作成し、見える化のステッカーを貼るなど、転倒災害防止に努めてください。

STOP！転倒災害プロジェクト

厚生労働省と労働災害防止団体は、労働災害のうちで最も件数が多い「転倒災害」を減少させるため、「STOP！転倒災害プロジェクト」を推進しています。

詳しくは、厚生労働省ホームページをご覧ください！

「STOP！転倒災害プロジェクト」

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000111055.html>



職場での腰痛を予防しましょう！

「腰痛予防対策指針」による予防のポイント

腰痛は、休業4日以上職業性疾病の6割を占める労働災害となっています。厚生労働省では「職場における腰痛予防対策指針」を策定し、重量物を取り扱う事業場などへの啓発・指導を行ってききましたが、平成25年6月に、適用範囲を福祉・医療分野における介護・看護作業全般に広げるなど、改訂を行いました。

このパンフレットは、指針の主なポイント、腰痛の発生が比較的多い作業についての対策をまとめたものです。

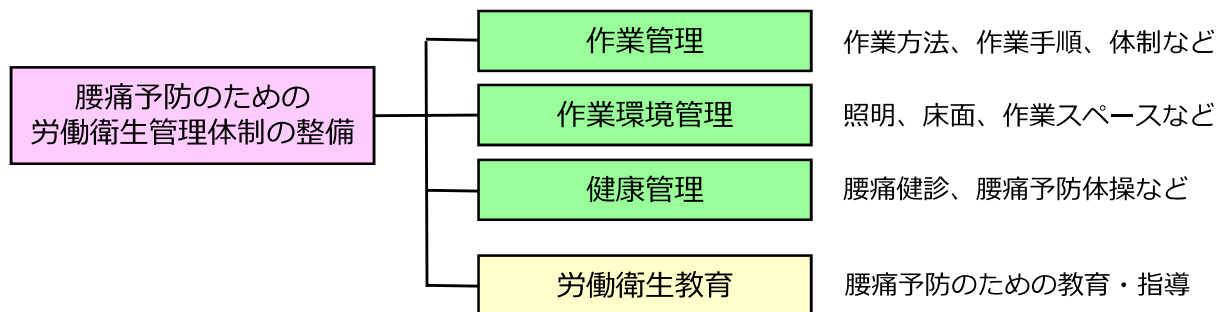
皆さまの事業所での腰痛予防対策に、ぜひ、お役立てください。

指針の主なポイント

<労働衛生管理体制>

職場で腰痛を予防するには、労働衛生管理体制を整備した上で、作業・作業環境・健康の3つの管理と労働衛生についての教育を総合的・継続的に実施することが重要です。

また、リスクアセスメントや労働安全衛生マネジメントシステムの考え方を導入して、腰痛予防対策の推進を図ることも有効です。



<リスクアセスメント>

リスクアセスメントは、それぞれの作業内容に応じて、腰痛の発生につながる要因を見つけ出し、想定される腰部への負荷の程度、作業頻度などからその作業のリスクの大きさを評価し、リスクの大きなものから対策を検討して実施する手法です。

<労働安全衛生マネジメントシステム>

リスクアセスメントの結果を基に、予防対策の推進についての「計画（Plan）」を立て、それを「実施（Do）」し、実施結果を「評価（Check）」し、「見直し・改善（Act）」するという一連のサイクル（PDCAサイクル）により、継続的・体系的に取り組むことができます。



作業管理、作業環境管理、健康管理のポイント [指針]

作業管理

■自動化、省力化

腰に負担がかかる重量物を取り扱う作業、不自然な姿勢を伴う作業では、機械による作業の自動化を行う。それが困難な場合は、台車などの道具や補助機器を使うなど作業者の負担を減らす省力化を行う。

■作業姿勢、動作

作業対象にできるだけ身体を近づけて作業する。不自然な姿勢を取らざるをえない場合は、前屈やひねりなど、その姿勢の程度をなるべく小さくし、頻度と時間を減らす。作業台や椅子は適切な高さに調整する。作業台は、ひじの曲げ角度がおおよそ90度になる高さとする。

■作業の実施体制

作業時間、作業量などを設定する際は、作業をする人数、内容、時間、重量、自動化・省力化の状況などを検討する。腰に過度の負担がかかる作業は、無理に1人ではさせない。

■作業標準の策定

作業の姿勢、動作、手順、時間などについて、作業標準を策定する。作業標準は、作業者の特性・技能レベルなどを考慮して定期的に確認する。また、新しい機器・設備を導入したときにも、その都度、見直すようにする。

■休憩・作業量、作業の組合せ

適宜、休憩時間を設け、姿勢を変えるようにする。夜勤や交代制勤務、不規則な勤務については、昼間の作業量を下回るよう配慮し、適宜、休憩や仮眠が取れるようにする。過労を引き起こすような長時間勤務は避ける。

■靴、服装など

作業時の靴は、足に合ったものを使用する。ハイヒールやサンダルは使用しないこと。作業服は、適切な姿勢や動作を妨げることのないよう伸縮性のあるものを使用する。腰部保護ベルトは、個人ごとに効果を確認した上で、使用するかどうか判断する。

作業環境管理

■温度

寒い場所での作業は、腰痛を悪化、または発生させやすくするので、適切な温度を保つ。

■照明、作業床面、作業空間や設備の配置

作業場所などで、足もとや周囲の安全が確認できるように適切な照度を保つ。転倒、つまずきや滑りなどを防止するため、凹凸や段差がなく、滑りにくい床面にする。作業や動作に支障をきたさないよう、十分な作業空間を確保するとともに、適切な機器配置にする。

■振動

車両系建設機械の操作・運転などによる腰や全身への激しい振動、車両運転などによる長時間にわたっての振動を受ける場合は、座席の改善・改良などにより、振動の軽減を図る。

健康管理

■健康診断

腰に著しい負担がかかる作業に、常時、従事させる場合は、その作業に配置する際に、医師による腰痛の健康診断を実施する。その後は、6カ月以内に1回、実施する。

■腰痛予防体操

ストレッチを中心とした腰痛予防体操を実施させる。

■腰痛による退職者が職場に復帰する際の注意事項

腰痛は再発する可能性が高いため、産業医などの意見を聴き、必要な措置をとる。

労働衛生教育のポイント [指針]

■労働衛生教育

重量物の取り扱い作業、同一姿勢での長時間作業、不自然な姿勢を伴う作業、介護・看護作業、車両運転作業などに従事する作業者に対しては、その作業に配置する際やその後、必要に応じて、腰痛予防のための労働衛生教育を実施する。

[教育内容]

- ・腰痛の発生状況、原因（腰痛が発生している作業内容・環境、原因など）
- ・腰痛発生要因の特定、リスクの見積もり（チェックリストの作成、活用方法など）
- ・腰痛発生要因の低減措置（発生要因の回避、軽減を図るための対策）
- ・腰痛予防体操（職場でできるストレッチの仕方など）

■心理・社会的要因に関する留意点

上司や同僚のサポート、腰痛で休むことを受け入れる環境づくり、相談窓口の設置など、組織的な取り組みを行う。

■健康の保持増進のための措置

腰痛予防には日頃からの健康管理も重要。十分な睡眠、禁煙、入浴による保温、自宅でのストレッチ、負担にならない程度の運動、バランスのとれた食事、休日を利用した疲労回復・気分転換などが有効。

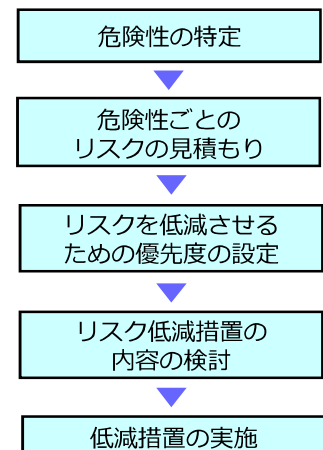
リスクアセスメント・労働安全衛生マネジメントシステム

■リスクアセスメント

腰痛予防対策は、各作業におけるリスクに応じて、合理的・効果的な対策を立てることが重要です。

そのためには、作業の種類や場所ごとに、腰痛の発生に関与する要因についてリスクアセスメントを実施する必要があります。

リスクアセスメントとは、職場にある危険の芽を洗い出し、それにより起こりうる労働災害のリスクの大きさ（重大さ+可能性）を見積もり、大きいものから優先的に対策を講じていく手法です。

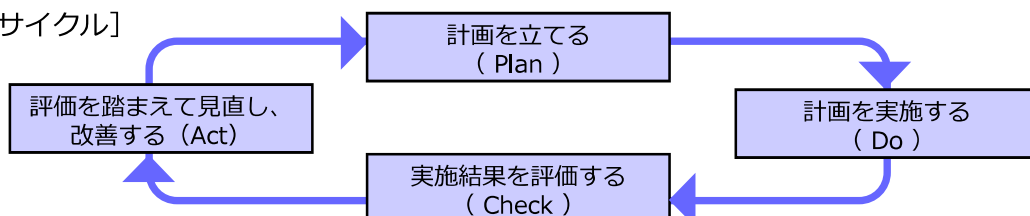


■労働安全衛生マネジメントシステム

作業管理、作業環境管理、健康管理、労働衛生教育を的確に組み合わせて総合的に推進していくためには、労働安全衛生マネジメントシステムの考え方を導入することが重要です。

リスクアセスメントの結果を基に、「計画を立てる（Plan）」→「計画を実施する（Do）」→「実施結果を評価する（Check）」→「評価を踏まえて見直し、改善する（Act）」という一連のサイクル（PDCAサイクル）により、継続的・体系的に安全衛生対策に取り組むことができます。

[PDCAサイクル]



作業別 腰痛予防対策

腰痛の発生が比較的多い作業については、個別の腰痛予防対策を示します。

1 重量物取り扱い作業

- ・重量物の取り扱い作業については、機械による自動化や台車・昇降装置などの使用による省力化を図る。
- ・機械を使わず人力によってのみ作業をする場合の重量は、男性（満18歳以上）は体重のおおむね40%、女性（満18歳以上）は、男性が取り扱う重量の60%程度とする。
- ・荷物は、適切な材料で包装し、確実に持つことができるようにし、取り扱いを容易にする。重量はできるだけ明示する。

2 立ち作業

- ・不自然な姿勢での作業とならないよう、作業機器や作業台は、作業者の体格を考慮して配置する。
- ・長時間立ったままでの作業を避けるため、他の作業を組み合わせる。
- ・1時間に1・2回程度の小休止・休息を取らせ、屈伸運動やマッサージなどを行わせることが望ましい。
- ・床面が硬い場合は、立っているだけでも腰に負担がかかるので、クッション性のある靴やマットを利用して、負担を減らすようにする。

3 座り作業

- ・椅子は、座面の高さ、奥行きの寸法、背もたれの寸法・角度、肘掛けの高さなど、作業者の体格に合ったものを使用させる。
- ・不自然な姿勢での作業とならないよう、作業対象物は、肘を伸ばして届く範囲内に配置する。
- ・床に座って行う作業は、股関節や仙腸関節（脊椎の根元にある関節）などに負担がかかるため、できるだけ避けるようにする。

4 福祉・医療分野等における介護・看護作業

- ・リスクアセスメントを実施し、合理的・効果的な腰痛予防対策を立てる。
- ・人を抱え上げる作業は、原則、人力では行わせない。福祉用具を活用する。
- ・定期的な職場の巡視、聞き取りなどを行い、新たな負担や腰痛が発生していないか確認する体制を整備する。

5 車両運転等の作業

- ・建設機械、フォークリフト、農業機械の操作・運転による激しい振動、トラック、バス・タクシーなどの長時間運転では、腰痛が発生しやすくなるので、座席の改善、運転時間の管理を適切に行い、適宜、休憩を取らせるようにする。
- ・長時間運転した後に重量物を取り扱う場合は、小休止や休息、ストレッチを行った後に作業を行わせる。

指針全文(H25.6.18付け基発0618第1号)は、厚生労働省ホームページの「法令等データベースサービス(通知検索)」または、報道発表資料(H25.6.18)をご参照ください。

詳細は検索で

職場における腰痛予防対策指針

検索

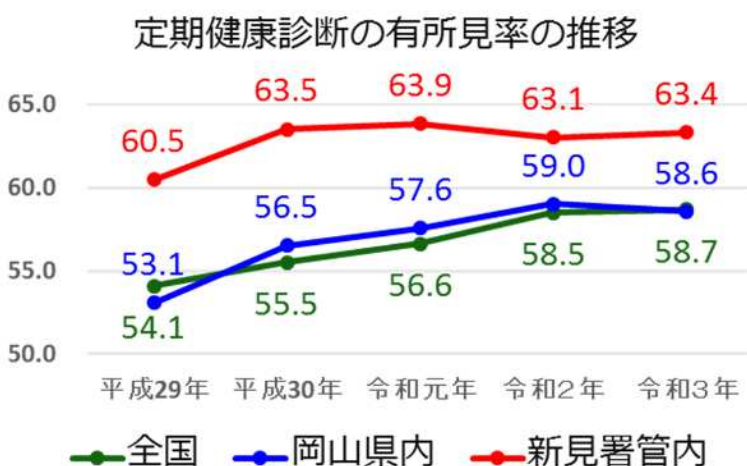
働く皆さまへ いつまでも元気に働ける心とからだの健康づくりを

思うようにからだがかたない、疲れが取れないと感じたことはありませんか？
起きるのがつらい、寝つけない、仕事に行くのがつらいと感じたことはありませんか？
「まだまだ大丈夫」と思って無理をしていると、心とからだは悲鳴をあげて、取り返しがつかないことになることがあります。

全国的に、定期健康診断の有所見率の上昇、仕事による強いストレスが原因による精神障害の労災請求件数の増加、加齢によるバランス力・筋力の衰え等が原因による転倒災害・腰痛災害の増加などの傾向が見られます。

現在の自分の心とからだの状態をチェックし、早め早めのケアに取り組みましょう。

「要精密検査」「要治療」を放置していませんか？



健康診断受診者の約6割
何らかの所見がある状態

生活習慣病とも関連が深い
「血中脂質」「血圧」「肝機能」
「血糖」等で高い有所見率

放置は危険です

ご家族のためにも「要精密検査」「要治療」は
放置せず、早めに検査・治療を受けましょう。

生活習慣病の予防と早期発見のために がん検診&特定健診・特定保健指導の受診を！

「国の行政情報に関するポータルサイト」
政府広報オンライン



労災保険二次健康診断等給付をご存じですか？

二次健康診断等給付は、直近の定期健康診断等の結果、脳・心臓疾患を発症する危険性が高いと判断された方々に対して、**脳血管・心臓の状態を把握するための二次健康診断** 及び **脳・心臓疾患の発症の予防を図るための特定保健指導** を1年度内に1回、無料で受診することができる制度です。給付の要件等の詳細については、下記のページをご確認ください。

厚生労働省HP「労災保険二次健康診断等給付」



こころがSOSサインを出していませんか？

ストレス

まずは生活習慣を整え、リラックスできる時間を。
不調が続くようであれば、早めの相談を。

ためすぎると危険！

バランスが
取れた食事

良質な睡眠

リラックス
タイム

適度な
運動習慣

早めの相談

まずはこころの病気について理解を深めましょう

働く人のメンタルヘルス・ポータルサイト
「こころの耳」(厚生労働省サイト)

職場のメンタルヘルスに関する幅広い情報を提供するとともに、メンタルヘルス不調や過重労働による健康障害に関する相談窓口を設置しているポータルサイトです。



厚生労働省 ハラスメント対策総合情報サイト
あかるとい職場応援団

職場のハラスメント(パワハラ、セクハラ、マタハラ)、いじめ・嫌がらせ問題の予防・解決に向けた情報提供のためのポータルサイトです。



厚生労働省HP

職場におけるハラスメントの防止のためにセクシュアルハラスメント、妊娠・出産・育児休業等に関するハラスメント、パワーハラスメントに関する情報を提供しています。



厚生労働省委託事業

ハラスメント悩み相談室

厚生労働省の委託を受けて、株式会社東京リーガルマインドが運営している「職場におけるハラスメントの悩み相談室」のウェブサイトです。



バランス力・筋力等の身体能力の低下に気づいていますか？

全発生件数の約4割

行動災害(転倒、腰痛等)増加
復帰に数か月かかる災害も

加齢によるバランス力・
筋力等の低下も一因

事業者による作業環境、
作業方法等の改善



労働者も心身の健康維持
向上に努めることが重要

無理がない程度でストレッチや運動を行いましょう

厚生労働省HP
「転倒予防・腰痛予防の取組」

厚生労働省が行う転倒予防・腰痛予防の取組について紹介しています。啓発資料・リーフレット・動画等を提供しています。



厚生労働省 職場のあんぜんサイト
転倒・腰痛防止用視聴覚教材

「転倒・腰痛予防！いきいき健康体操」等の転倒・腰痛防止用視聴覚教材を提供しています。



厚生労働省「SAFEコンソーシアム ポータルサイト」

職場における転倒・腰痛予防対策動画
職場における転倒・腰痛予防対策のエクササイズ動画等を提供しています。



厚生労働省「スマート・ライフ・プロジェクト」サイト

「おうちで+10超リフレッシュ体操」
運動不足解消や健康増進に向けて、自宅で手軽に取り組める3分程度の体操メニューを動画で紹介しています。



中央労働災害防止協会「転びの予防 体力チェック」(令和3年度厚生労働省補助事業)

歩行能力や動的バランスなどを把握できる5つの計測方法により、自分の意識と実際の身体機能とのズレに気づくことができる動画教材を視聴できます。



新見労働基準監督署 (0867-72-1136)

(R04.10)

みんなの安全を、みんなで守り合う。



|| 加盟は無料です ||



コンソーシアムについて

全てのステークホルダーが一丸となり、安全で健康に働くことのできる職場環境の実現を目指す「従業員の幸せのためのSAFEコンソーシアム」を設立しました。

シンポジウム開催告知

令和4年10月(予定) ▶ 令和5年2月(予定)

全国7会場(各1回) 東京 / 大阪 / 仙台 / 新潟 / 静岡 / 広島 / 香川



従業員の幸せのための安全アクション「SAFE」のロゴマークで、安全のシンボルマークである緑十字をモチーフとしたものです。

SAFEコンソーシアムポータルサイト →



Safer Action For Employees

「従業員の幸せのための安全アクション(SAFE)コンソーシアム」として、全てのステークホルダーが一丸となり、働く人と、全ての人の幸せのために、安全で健康に働くことのできる職場環境の実現のため取り組んでいきます。

労働災害防止に向けた機運の醸成や、企業・労働者のみならず、顧客やサービス利用者等のステークホルダーの行動変容のためにご協力いただける全ての企業・団体等の皆様に、コンソーシアムへの参画を呼びかけていきます。

コンソーシアム設立の背景・目的

近年、小売業および介護施設を中心に転倒・腰痛等の労働災害の増加が続いており、これに歯止めをかけることが喫緊の課題となっています。しかしながら、日常生活でも起こりうる転倒・腰痛等については、その防止に取り組むメリットがわかりづらく、企業や労働者の行動変容につながっていない状況があります。SAFEコンソーシアムは、このような現状を打破するため、幅広い関係者(企業、団体等)の参画を募り、「Safer Action For Employees (SAFE)」を旗印に、新たな切り口による取組を進めていこうとするものです。

加盟メリット

- ロゴマークの使用やアワードによる労働安全衛生への取組のPR
- 加盟メンバー間での取組事例の共有による企業内等での労働安全衛生水準の向上、労働災害損失の減少
- 加盟メンバー間の労災防止・健康増進事業連携マッチング

取組

- ① 労働災害問題の協議・周知(シンポジウム)
- ② 好取組事例の共有、コンソーシアム事務局主催イベント等によるマッチングによる新たな取組の創出
- ③ 優良事例の表彰、コンソーシアム内外への発信(SAFEアワード)
- ④ 参画メンバーの地位向上(ロゴマーク、バナー等)



従業員の幸せのための取組を行っている企業・団体に事例を応募いただき、優れた取組を部門別に表彰する予定です。

〈応募期間〉令和4年10月(予定)▶12月(予定)

〈アワード開催〉令和5年2月(予定)

SAFE コンソーシアム
ポータルサイト

<https://safeconsortium.mhlw.go.jp/>



加盟はこちらから

<https://safeconsortium.mhlw.go.jp/sc/consortium>



SAFE コンソーシアム
Twitter @safe_mhlw

https://twitter.com/safe_mhlw



はしごを使う前に

はしごを使う時は、次のチェックリストを使って、作業現場の点検をしてください。
あなたやあなたと一緒に働く仲間を守るため、すべてにチェックがついた状態に
なってから、作業を始めましょう。

作業前 8 のチェック！！

(作業前点検リスト)

年 月 日

天気 (晴・曇・雨・雪)

現場名

確認担当者名

- はしごの上部・下部の固定状況を確認している
- (はしごをボルトで取付けている場合) ボルトが緩んだり腐食したりしていない
- はしごの上端を、上端床から60cm以上突出している
- はしごの立て掛け角度は、75度程度となっている
- はしごの踏みさんに、明らかな傷みはない
- はしごの足元に、滑り止め (転位防止措置) がある
- 靴は脱げにくく、滑りにくい
- ヘルメットを着用し、あごひもを締めている

※既設はしごを使うときも、チェックしましょう

「労働安全衛生規則」で定められている事項

移動はしご (安衛則第527条)

- 1 丈夫な構造
- 2 材料は著しい損傷、腐食等がない
- 3 幅は30cm以上
- 4 すべり止め措置の取付その他転位を防止するための必要な措置



出典:「シリーズ・ここが危ない
高所作業」中央労働災
害防止協会編

「はしごや脚立からの墜落・転落災害をなくしましょう！」
(リーフレット) も確認してください。⇒⇒⇒



厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署

脚立を使う前に

脚立を使う時は、次のチェックリストを使って、作業現場の点検をしてください。
あなたやあなたと一緒に働く仲間を守るため、すべてにチェックがついた状態に
なってから、作業を始めましょう！

作業前 10 のチェック！！

(作業前点検リスト)

年 月 日

天気 (晴・曇・雨・雪)

現場名

確認担当者名

- 脚立は安定した場所に設置している
- 開き止めに確実にロックをかけた
- ねじ、ピンの緩み、脱落、踏みさんの明らかな傷みはない
- ヘルメットを着用し、あごひもをしめている
- 靴は脱げにくく、滑りにくいものを履いている
- 身体を天板や踏みさんに当て、身体を安定させる
- 天板上や天板をまたいで作業をしない
- 作業は2段目以下の踏みさんを使用する
(3段目以下がよりよい)
- 作業は頭の真上でしない
- 荷物を持って昇降しない

「労働安全衛生規則」で定められている事項

脚立 (安衛則第528条)

- 1 丈夫な構造
- 2 材料は著しい損傷、腐食等がない
- 3 脚と水平面との角度を75度以下とし、
折りたたみ式の場合は、角度を確実に保つ
ための金具等を整える
- 4 踏み面は作業を安全に行うため必要な面積を有する



高さ2m以上での作業時は、墜落制止器具の使用も必要です！

「はしごや脚立からの墜落・転落災害をなくしましょう！」
(リーフレット) も確認してください。⇒⇒⇒



厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署

伐木作業を行う林業、建設業等の事業場の皆様へ

伐木作業中の死亡災害・ 重篤災害が発生しています

伐木作業等については、木材伐出業等の林業事業場だけでなく、支障木の撤去等で、建設業、農業、ゴルフ場等の事業場においても行われていますが、労働災害が発生する頻度が高く、災害が発生した場合には被災の程度が重篤になりやすい傾向があります。

当署管内におきましても、令和4年に入り、2月に死亡災害（木材伐出業）、3月に重篤災害（土木工事業）が発生しています。ひとたび労働災害が発生すると、労働者の生命がおびやかされることのみならず、労働者の家族や事業場にも多大な不利益を被ることとなります。

労働安全衛生法に基づく危険防止措置を徹底させるとともに、雇入時の安全衛生教育の充実や「チェーンソーによる伐木等作業の安全に関するガイドライン」等による安全作業に関する指導、木材伐出機械等に係る労働災害防止に努めてください。

災害事例

【災害事例1】雑木を伐採中、木が裂けて、折れた木が激突

被災時、被災労働者は谷側へ大きく枝を張った偏心木（樹種：アベマキ、樹高：約20m、伐根直径：46cm）をチェーンソーを使って、追い口切りにて伐倒していた。谷側を伐倒方向として受け口を切り、次に追い口を切っていた。幹の約半分程度まで切ったところで、幹が縦方向に約6m裂け上がり、裂けた立木が跳ね落ちてきて被災労働者に激突した。

裂け防止措置等の対策は講じられていなかった。

災害発生原因

- (1) 作業方法が不適切であったこと
避けやすい樹種、かつ偏心木にもかかわらず谷方向へ伐倒したこと。
裂け防止措置や受け口を切った後の芯切りを行わなかったこと。
不適切な受け口、追い口による伐倒であったこと。
- (2) 作業計画が不十分で退避場所・退避ルートが確保されていなかったこと。
- (3) 被災者は林業現場での実作業経験が浅く、作業に不慣れであったこと。

再発防止

- (1) 伐採に際しては、伐採する木の傾き具合などの形状や周囲の状態などに配慮した適切な作業方法を定め、それに基づき作業を実施すること。
- (2) 退避場所を確保すること
伐採に際しては、退避場所の確保を確実に行う。
- (3) 安全衛生教育を実施すること
労働者に対し、伐採方法、退避方法、作業の危険性などについて、安全教育を計画的に実施する。また、作業に当たっては、労働者の技能を考慮して行う。



注意：イメージ図で実際の発生状況とは異なります。

(参考)

偏心の程度が著しい立木又は裂けやすい木では、「追いづる切り」が安全に伐倒する方法として有効です。

追い口を切るとき、受け口の反対側となる部分の幹は切らず、突っ込み切りにより側面からチェーンソーを水平に深く入れますが、突っ込み切りの際には、チェーンソーのバー先端部上側が立木に触れるとキックバックするおそれがありますので注意しましょう。

【災害事例2】かかり木のかかった木を伐倒中、かかり木が落下し、近くで別作業していた作業者を直撃

山間にある田の水害復旧工事において、地中杭として使用するため、脇にある桧林から立木を伐採していたところ、伐倒した木がかかり木となり、かかられた木をかかり木ごと倒そうとし、かかられた木をチェーンソーにて切っていたところ、かかられた木が倒れる前にかかり木が外れて、付近で別作業をしていた被災労働者に激突したもの。

災害発生原因

- (1) 不適切な受け口、追い口であったため、伐木が異なる方向に倒れ、かかり木となったこと。
- (2) かかり木を外さないで、そのまま、かかられた木を伐倒したこと。
- (3) 立入禁止の範囲に別作業の作業者がいたこと。

再発防止

- (1) 適切な受け口・追い口を作ること、伐倒した木がかかり木とならないよう、付近の木の枝木、「つる」等を除去しておくこと等について徹底しておくこと。
- (2) 禁止されている浴びせ倒し等ではなく、適切なかかり木処理を行うこと。
- (3) 伐倒前の合図、退避確認の徹底

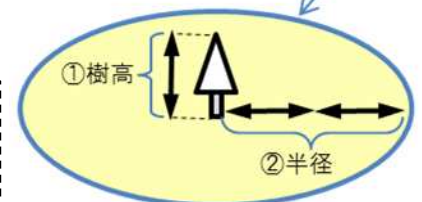
(注意)

放置されたままのかかり木に気付かず接近し、当該かかり木の落下により被災した事例を踏まえ、かかり木を放置することなく、処理の作業を速やかに行うことが義務付けられています。やむを得ない事由により、かかり木の処理を速やかに行うことができない場合、当該処理の作業に従事する労働者以外の労働者がかかり木に接近することがないように立入りを禁止します。



注意：イメージ図で実際の発生状況とは異なります。

②半径が①樹高の2倍の距離の円
(立入禁止の範囲)



(図)立入禁止の範囲

参考

参考に関連情報が提供されているHP等をご紹介します。
安全対策を講じる際の参考にしてください。

厚生労働省HP

「伐木作業・林業における安全対策」

ホーム > 政策について > 分野別の政策一覧 > 雇用・労働 > 労働基準 > 安全・衛生 > 伐木作業・林業における安全
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000207439_00003.html
「チェーンソーによる伐木等作業の安全に関するガイドライン」、「林業の作業現場における緊急連絡体制の整備等のためのガイドライン」をご確認ください。



【参考】林野庁HP

森林で働く人たちの安全で快適な職場づくり

ホーム > 分野別情報 > 森林で働く人たちの安全で快適な職場づくり
<https://www.rinya.maff.go.jp/j/routai/anzen/index.html>
チェーンソーの操作技能基本トレーニングテキストがダウンロードできます。



【参考】広島県HP

林業での安全衛生管理に関するお役立ちまとめ」

トップページ > 組織でさがす > 農林水産局 > 林業課 > 林業での安全衛生管理に関するお役立ちまとめ
<https://www.pref.hiroshima.lg.jp/soshiki/86/ringyo-anzen-yakudachi.html>
年間安全衛生計画・作業手順書・作業計画の見本、安全衛生管理チェックシート等あり



災害復旧工事における労働災害防止について ～ 作業者の安全確保はできていますか？～

災害復旧工事については、崩壊等による地盤の緩みや落石が生じたり、施工が困難な箇所での作業を余技なくされるなど、通常の建設工事と比べても、作業の安全を確保することが難しい面があります。

これから台風シーズンを迎えますが、土石流災害の発生や地盤の緩み等による土砂崩壊災害、落石災害の発生が懸念されます。

今後の労働災害防止対策のより一層の徹底を図るとともに、次にお示しする事項を踏まえた災害復旧工事における労働災害防止対策を徹底していただきますようお願いいたします。

管内における災害事例

【事例】落石防護施設復旧工事中の落石災害

【概要】 令和4年6月発生。休業災害。

落石防護施設復旧工事において、工事箇所上部の地山から落石があり、斜面にて作業中の作業者の首に激突した。

作業箇所上部に配置した見張りが落石の気配を感じて、身構えるよう指示したが、周辺は草木が茂り、落石を目で確認することができず、退避することができなかった。

【新見署からのお願い】

落石災害を防ぐ工事ということは、落石が発生する危険性が非常に高い場所となります。

工事施工にあたっては、現場の落石履歴や発注者が保有する点検記録等の確認や、更なる落石の危険性の有無等の現地調査を行った上で、落石災害防止を重点対策とした作業計画を策定した上で、作業を行いましょ。

現場の状況は変化しますので、それに合わせて作業計画の見直しを行いましょ。



【地山の崩壊等による危険の防止】

労働安全衛生規則第534条

事業者は、地山の崩壊又は土石の落下により労働者に危険を及ぼすおそれのあるときは、当該危険を防止するため、次の措置を講じなければならない。

- 一 地山を安全なこう配とし、落下のおそれのある土石を取り除き、又は擁壁、土止め支保工等を設けること。
- 二 地山の崩壊又は土石の落下の原因となる雨水、地下水等を排除すること。

【斜面崩壊による労働災害の防止対策に関するガイドライン】

地山の掘削を伴わない工事についても、斜面の近傍で工事を実施する場合には、斜面崩壊による労働災害の防止対策に関するガイドラインを参考に、事前調査及び点検、土砂崩壊のおそれがある場合における措置の徹底を図りましょ。

斜面崩壊による労働災害の防止対策に関するガイドラインはこちら



【ロープ高所作業を行う場合】

「ロープ高所作業」を行う場合、ライフライン設置、作業計画の策定、特別教育の実施などが必要です。

高さが2メートル以上の箇所であって作業床を設けることが困難なところにおいて、昇降器具を用いて、労働者が当該昇降器具により身体を保持しつつ行う作業(40度未満の斜面における作業を除く。)

ロープ高所作業についての規定、通達、リーフレットはこちら



災害復旧工事等における労働災害防止対策の徹底について

土砂崩壊災害防止対策

1. 地山の掘削時、安衛則 355 条に基づき、作業箇所や地山状況の事前調査を確実に行うこと。
2. 1 の調査結果を踏まえ、調査に基づき作業計画を策定し、当該計画に基づき作業を行うこと。
3. 安衛則 358 条の点検者を指名し、頻繁に点検を行うこと。地山の監視者を配置すること。
4. 土砂崩壊のおそれがあるときは、安衛則 361 条に基づき土止め支保工を設けること。
5. 「斜面崩壊による労働災害の防止対策に関するガイドライン（表面参照）」の順守を図ること。
6. 掘削を伴わない場合でも、1～5 に準じた調査、点検、土砂崩壊防止措置を講じること。

土石流災害防止対策

1. 安衛則 575 条の 9 に基づき、上流の河川の状態を十分調査すること。
2. 土石流早期発見のため、必要に応じて警戒雨量基準や作業中止降雨基準の見直すこと。
3. 安衛則 575 条の 14 及び 15 に基づき、警報・避難設備の点検ほか、その方法を周知すること。

がれき処理作業時の安全確保及び石綿粉じん等のばく露防止対策

1. 短期作業となるものの、当日の作業内容、安全上のルールについて綿密な打合せを行うこと。
2. 保護帽、安全靴（踏抜き防止）、手袋（切創防止）など、作業に適したものを選定すること。
3. がれき等への石綿含有確認を行い、その結果に基づき適正な呼吸用保護具を使用すること。

車両系建設機械を用いて作業を行う場合における安全の確保

1. 安衛則 155 条に基づき、確実に作業計画を作成し、当該計画に基づく作業の徹底を図ること。
2. 安衛則 157 条に基づき、路肩の崩壊防止や幅員の保持等、重機の転倒防止措置を図ること。
3. 安衛則 158 条に基づき、危険範囲への立入禁止、誘導者の配置等、重機と作業員との接触防止措置を図ること。
4. 車両系建設機械の運転については、必ず必要な運転資格を有する者に行わせること。
当該項目は、車両系建設機械を使用する全ての作業において準用する。



建設現場における熱中症予防と新型コロナウイルス感染防止

1. STOP！熱中症 クールワークキャンペーンを展開し、WBGT 値の把握と管理を行うこと。
2. 厚生労働省が示す「建設現場における熱中症予防と新型コロナウイルス感染防止」に基づき、マスクの正しい選び方と使い方の徹底を図ること。

厚生労働省リーフレット「建設現場における熱中症予防と新型コロナウイルス感染防止」（PDF:532KB）
はこちら



参考

関連情報を以下のHPに掲載しておりますので参考にしてください。

岡山労働局独自リーフレット「災害復旧関連工事を行う際の留意事項～事業者の皆様へ」（PDF:388KB）

平成30年7月豪雨により岡山県下は大規模な被害を受けました。

当時、浸水被害を受けた住宅等の公費解体工事等様々な災害復旧工事が行われており、災害復旧工事における労働災害の発生を防ぐ目的で作成したリーフレットとなります。併せて、ご確認ください。



伐木作業等の安全対策の規制が変わります！

～ 伐木作業等を行うすべての業種が対象 ～

厚生労働省は、伐木作業等における労働災害を防止するために、労働安全衛生規則の一部を改正し、伐木作業等における安全対策を強化します。

林業、土木工事業や造園工事業など、業種にかかわらず、伐木作業等を行うすべての業種が対象となります。



【改正の背景】

林業における労働災害による死亡者数は年間40人前後で推移しており、平成23年以降改善がみられていません。死亡災害の約6割はチェーンソーによる伐木作業時に発生しており、また、休業4日以上の死傷者の起因物では、立木(りゅうぼく)等が約3割、チェーンソーが約2割と多数を占めています。

厚生労働省は、「伐木等作業における安全対策のあり方に関する検討会報告書」（平成30年3月6日公表）を踏まえ、労働安全衛生規則（昭和47年労働省令第32号。以下「安衛則」という。）の一部を改正しました。

今回の改正の主な内容

1. チェーンソーによる伐木等の業務に関する特別教育について、伐木の直径等で区分されていた特別教育を統合し、時間数を増やします。

（安衛則、安全衛生特別教育規程（昭和47年労働省告示第92号。以下「特別教育規程」という。）の改正）

2. 伐木作業等における危険を防止するために、以下のとおり規定します。

（安衛則の改正）

- (1) 受け口を作るべき立木の対象を胸高(きょうこう)直径40cm以上のものから20cm以上に拡大する等、立木の伐倒時の措置を義務付けます。
- (2) 事業者に対して、かかり木の速やかな処理を義務付けるとともに、事業者及び労働者に対して、かかり木の処理における禁止事項を規定します。
- (3) 事業者は、立木の高さの2倍に相当する距離を半径とする円形の内側には、当該立木の伐倒の作業に従事する労働者以外の労働者を立ち入らせてはならないこと等を規定します。
- (4) 事業者は、チェーンソーによる伐木作業等を行う労働者に下肢の切創防止用保護衣を着用させること、また、当該労働者に、当該切創防止用保護衣を着用することを義務付けます。

3. その他の改正を行います。



厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署

1. 特別教育（安衛則第36条、特別教育規程第10条）関係

- 伐木の直径等で区分されている、チェーンソーによる伐木等の業務に係る特別教育を統合します。また、統合後の特別教育の時間数を増やします。既に特別教育を修了している方(※)は、統合後の特別教育の科目の一部の受講が免除されます。

【受講を省略できる条件】

- (※) 伐木等の業務に係る特別教育の科目について、十分な知識及び経験を有していると認められる以下の労働者
- ① 改正前の安衛則第36条第8号に定める特別教育(※1)(ただし、チェーンソーに関する知識の科目、振動障害及びその予防に関する知識の科目を含む。)を修了した労働者
 - ② 改正前の安衛則第36条第8号に定める特別教育(※1)(ただし、チェーンソーに関する知識の科目、振動障害及びその予防に関する知識の科目の双方を除く。)を修了した労働者
 - ③ 改正前の安衛則第36条第8号の2に定めるチェーンソーを用いて行う立木の伐木等の業務に関する特別教育(※2)を修了した労働者

なお、改正による新たな特別教育の適用日(令和2年8月1日)より前に、改正後の特別教育の科目の全部又は一部について受講した方は、当該受講した科目を適用日以降に再度受講する必要はありません。

(※1) 胸高直径が70cm以上の立木の伐木、胸高直径が20cm以上で、かつ、重心が著しく偏している立木の伐木、つりきりその他特殊な方法による伐木又はかかり木でかかっている木の胸高直径が20cm以上であるものの処理の業務(伐木等機械の運転の業務を除く。)

(※2) チェーンソーを用いて行う立木の伐木、かかり木の処理又は造材の業務(※1の業務を除く。)

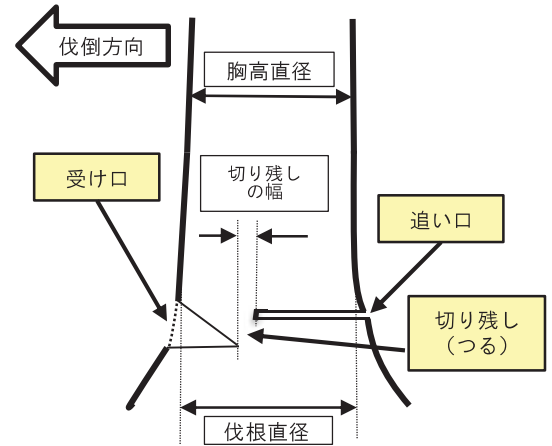
新たな特別教育の時間と受講を省略できる条件に該当する方が受講すべき時間の対比表

学科科目	範囲	時間	上記【受講を省略できる条件】に該当する方が受講すべき時間		
			①	②	③
I 伐木等作業に関する知識					
	伐倒の合図 退避の方法	4時間	/	/	/
	伐倒の方法 かかり木の種類及びその処理				
	造材の方法 下肢の切創防止用保護衣等の着用				
		1時間	1時間	2時間	
II チェーンソーに関する知識					
	チェーンソーの種類 構造及び取扱い方法	2時間	/	2時間	/
	チェーンソーの点検及び整備の方法				
	ソーチェーンの目立ての方法				
III 振動障害及びその予防に関する知識					
	振動障害の原因及び症状	2時間	/	2時間	/
	振動障害の予防措置				
IV 関係法令					
	安衛法、安衛令及び安衛則中の関係条項	1時間	1時間	1時間	1時間
実技科目	範囲	時間	上記【受講を省略できる条件】に該当する方が受講すべき時間		
			①	②	③
V 伐木等の方法					
	造材の方法	5時間	/	/	/
	伐木の方法 かかり木の処理の方法				
	下肢の切創防止用保護衣等の着用				
		30分間	30分間	2時間	
VI チェーンソーの操作					
	基本操作 応用操作	2時間	/	2時間	/
VII チェーンソーの点検及び整備					
	チェーンソーの点検及び整備の方法	2時間	/	2時間	/
	ソーチェーンの目立ての方法				

2-(1) 伐木作業における危険の防止（安衛則第477条）関係

- 胸高直径が概ね20cm以上の立木を伐倒するときに死亡災害が大きくなってきていることから、伐木作業において「受け口」を作るべき対象を胸高直径が40cm以上の立木から20cm以上のものへと範囲を拡大します。
- 受け口を作るべき作業の場合、適当な深さの「追い口」と、適当な幅の「切り残し(つる)」を確保することを新たに義務付けます。(図1)

(参考) 胸高直径20cm未満の立木は、法令による規制の対象ではないものの、伐木作業に従事する労働者の知識、経験等から、適切に「受け口」、「追い口」、「切り残し」を作ることができる場合には、これらを作ることが望ましい。

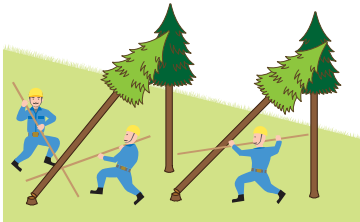


(図1)受け口、追い口等の関係図

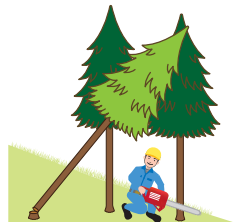
2-(2) かかり木の処理の作業における危険の防止（安衛則第478条）関係

- かかり木の処理の作業(図2)に従事する労働者以外の労働者が、放置されたままのかかり木に気付かず接近し、当該かかり木の落下により被災した事例を踏まえ、かかり木を放置することなく、処理の作業を速やかに行うことを新たに義務付けます。
- やむを得ない事由により、かかり木の処理を速やかに行うことができない場合、当該処理の作業に従事する労働者以外の労働者がかかり木に接近することがないように立入りを禁止します。
- 死亡災害が多く発生している「かかり木にかかっている立木を伐倒」(図3)及び「かかり木に激突させるためにかかり木以外の立木を伐倒(浴びせ倒し)」(図4)することを禁止します。

<注意> 「かかっている木の元玉切り」(かかった状態のまま元玉切りをし、地面等に落下させることにより、かかり木を外すこと。)(図5)は、今般の改正により禁止されるものではありませんが、かかり木の安全な処理方法とは言えないことに留意してください。



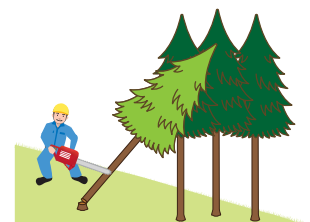
(図2)かかり木の処理



(図3)かかっている立木の伐倒



(図4)かかり木に激突させるためにかかり木以外の立木の伐倒

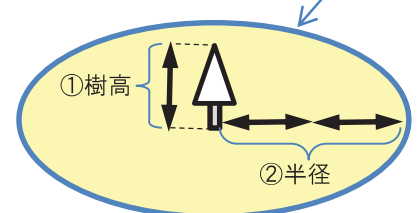


(図5)かかっている木の元玉切り

2-(3) 立入禁止（安衛則第481条）関係

- 従来から、造林、伐木及び造材の作業場所の下方で、伐倒木等の木材が転落、滑落するおそれのあるところには、労働者の立入りを禁止していますが、新たに、かかり木の処理の作業場所の下方でも、かかり木の転落、滑落するおそれがあることから、労働者の立入りを禁止します。
- 立木の伐倒の作業に従事していない労働者が伐倒木に激突される災害が発生していることから、諸外国の基準を踏まえ、立木の樹高の2倍に相当する距離を半径とする円の内側において、当該立木の伐倒の作業に従事する労働者以外の労働者の立入りを禁止します。(図6)

②半径が①樹高の2倍の距離の円
(立入禁止の範囲)



(図6)立入禁止の範囲

<注意> 立木を伐倒するときには、周辺の全ての労働者に合図により的確に情報伝達を行い、立入禁止の範囲から、伐倒作業に従事する労働者以外の労働者が退避したことの確認を徹底してください。

2-(4) 下肢の切創防止用保護衣の着用（安衛則第485条）関係

- チェーンソーによる休業4日以上死傷災害の多くが、チェーンソーの刃(以下「ソーチェーン」という。)の接触により発生していることを踏まえ、チェーンソーによる伐木作業等を行う場合、事業者に対し、労働者に切創防止用の繊維を入れた防護ズボン、チャップス等の下肢の切創防止用保護衣(図7)を着用させることを義務付けます。
- チェーンソーによる伐木作業等を行う労働者に対して、下肢の切創防止用保護衣の着用を義務付けます。



(図7) 下肢の切創防止用保護衣

〈注意1〉 (図7)で例示した下肢の切創防止用保護衣は、前面にソーチェーンによる損傷を防ぐ保護部材が入っており、JIS T8125-2に適合する防護ズボン又は同等以上の性能を有するものを使用してください。また、労働者の身体に合ったサイズのもを着用してください。既にソーチェーンが当たって繊維が引き出されたものなど、保護性能が低下しているものは使用しないようにしてください。

〈注意2〉 チャップスを着用するに当たっては、留め金具式の場合は全ての留め具を確実に留めた上で、左右にずれないように、適度に締め付けて着用してください。なお、作業中の歩行等により、チャップスがめくれることのないよう、最下部の留め具が足首にできるだけ近いものを着用してください。

3-(1) 車両系木材伐出機械による作業等の作業計画（安衛則第151条の89、第151条の125、第151条の153）関係

- 伐木等の作業においても、重とくな労働災害が発生した場合、速やかに、負傷者を救急車両等により搬送できるようにするため、車両系木材伐出機械を用いて行う作業、林業架線作業又は簡易林業架線作業の作業計画を定めるべき事項に、それぞれ「労働災害が発生した場合の応急の措置」及び「傷病者の搬送の方法」を追加します。

3-(2) 修羅(しゅら)、木馬運材及び雪そり運材は、現在、林業の現場でほとんど使用されていないことから、修羅による集材又は運材作業、木馬運材及び雪そり運材に係る規定を廃止します。

施行期日

このリーフレット内容の施行日は **2019(令和元)年8月1日** です。
(一部の規定*は公布日、特別教育の部分は2020(令和2)年8月1日)
(* 修羅による集材又は運材作業、木馬運材及び雪そり運材に係る規定を廃止すること。
(公布日: 2019(平成31)年2月12日)

墜落制止用器具(安全帯)に関するお知らせ

- 墜落制止用器具(安全帯)に関し安衛則等が改正され、これまで安全帯を用いていた作業については、墜落制止用器具(一本つりのハーネス型等)を用いることが義務付けられました。

【参照】墜落制止用器具リーフレット

<https://www.mhlw.go.jp/content/11302000/000473567.pdf>

- ただし、立木上での作業で、墜落制止用器具の使用が著しく困難な場合(フックがかけられない場合など)には、墜落制止用器具の使用に替わる措置として、U字つり用胴ベルト及び保護帽の使用などにより、墜落による労働災害の防止措置を行う必要があります。



さらに詳しい情報は、お近くの都道府県労働局・労働基準監督署まで。

厚生労働省ホームページ(<https://www.mhlw.go.jp/index.html>)

伐木作業等の労働災害防止



平成26年6月1日に、改正「労働安全衛生規則」が施行され、 木材伐出機械等も規制の対象になりました

平成26年6月1日から、伐木等機械、走行集材機械、架線集材機械（以下「車両系木材伐出機械」という）、簡易架線集材装置は、労働安全衛生法令（安衛法令）上の木材伐出機械等として、新たに規制の対象となりました。

これまでは、木材伐出機械等のうち、機械集材装置、運材索道について安衛法令が適用されていましたが、車両系木材伐出機械による休業4日以上死傷災害が増加傾向にあり、死亡災害など重篤な災害の割合が高くなっていることから、新たに規制の対象としました。

改正「労働安全衛生規則（安衛則）」のポイントをまとめましたので、木材伐出機械等の安全な使用のためにお役立てください。

規制対象となった木材伐出機械等

伐木等機械

伐木、造材や原木・薪炭材（以下「原木等」という）の集積を行うための機械で、動力を使い、不特定の場所に自走できるもの

フェラーバンチャ ▶

伐木と原木等の集積を行う機械



ハーベスタ▼

伐木、枝払い、玉切りと原木等の集積を行う機械



プロセッサ▶

枝払い、玉切りと原木等の集積を行う機械



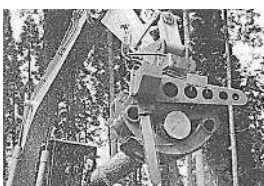
木材グラップル機

木材用のつかみ具（以下「木材グラップル」という）とブーム・アームからなる作業装置（以下「木材グラップル装置」という）により原木等を集積する機械



グラップルソー

玉切りと原木等の集積を行う機械

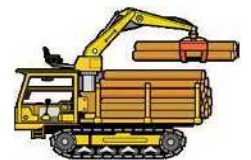


走行集材機械

車両の走行により集材を行うための機械で、動力を使い、不特定の場所に自走できるもの

フォワーダ

木材グラップル装置と荷台を備え、木材グラップル装置により原木等の荷台への積載を行い、車両の走行により原木等を運搬する機械



スキッド

ブルドーザー、トラクターショベルなどをベースマシンとし、木材グラップル装置により原木等の一端を持ち上げ、車両の走行により原木等を運搬する機械



集材車

原木等を荷台に積載し、車両の走行により運搬する機械。原木等を荷台に積載するためのウインチや滑車をつり下げるポールを備えたものを含む



集材用トラクター

ブルドーザー、トラクターショベルなどをベースマシンに、ウインチを備え、原木等をウインチのワイヤロープにより、けん引して運搬する機械



規制対象となった木材伐出機械等

<参考> 従来から規制対象である木材伐出機械等

架線集材機械

動力を使って原木等を巻き上げることにより、原木等を運搬するための機械。動力を使い、不特定の場所に自走できるもの

タワーヤーダ

支柱と2つ以上のドラムのあるウインチを備え、支柱を使って原木等をウインチのワイヤロープで巻き上げて集材を行う機械



スイングヤーダ

ドラグ・ショベル、木材グラブ機などに2つ以上のドラムのあるウインチを備え、ブーム・アームを支柱とし、原木等をウインチのワイヤロープにより巻き上げて集材を行う機械



集材ウインチ機

ドラグ・ショベル、木材グラブ機などのブームの下部または機体の前面に1つのドラムのあるウインチを備え、原木等をウインチのワイヤロープにより巻き上げて集材を行う機械



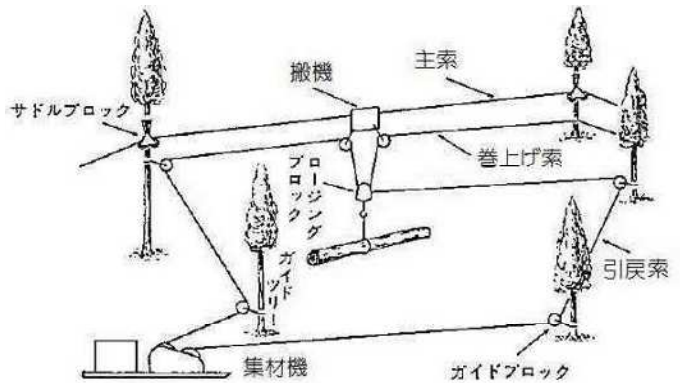
簡易架線集材装置

集材機、架線、搬器、支柱とこれらに附属する物で構成され、動力を使って、原木等を巻き上げ、原木等の一部が地面に接した状態で運搬する設備



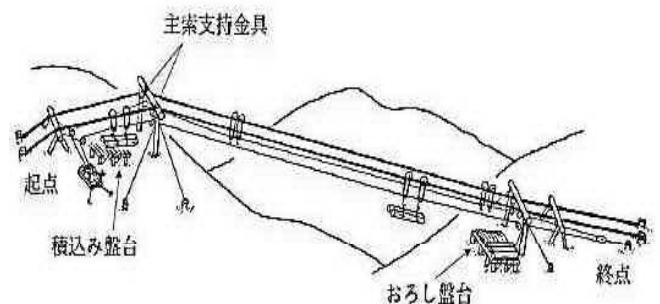
機械集材装置

集材機、架線、搬器、支柱などで構成され、動力を使って、原木等を巻き上げ、空中で運搬する設備



運材索道

架線、搬器、支柱などで構成され、原木等を一定の区間、空中で運搬する設備。

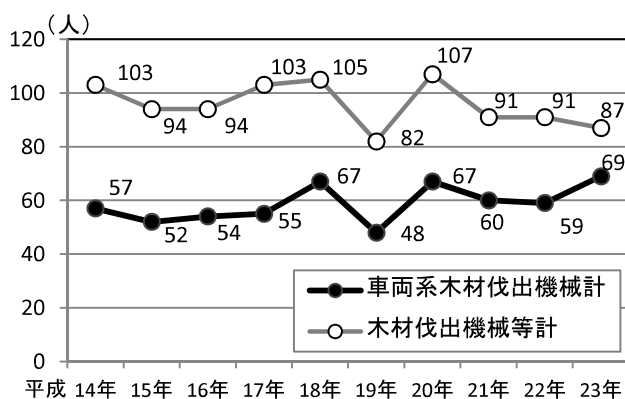


※一定区間を運材するものであり、原木等を積み込む位置と降ろす位置が決まっている。

[木材伐出機械等による労働災害の発生状況]

労働災害発生状況の推移

木材伐出機械等による死傷災害は、増減を繰り返しているが、車両系木材伐出機械による休業4日以上の死傷労働災害は増加傾向となっている。



平成23年労働災害発生状況

木材伐出機械等による労働災害は、休業4日以上の死傷者数で見ると林業全体の労働災害の約4%であるが、死亡者数で見ると約16%であり、重篤な災害の割合が高い。

	死傷者	死亡者
林業における全労働災害	2,219人	38人
木材伐出機械等による災害計	87人	6人
伐木等機械による災害	39人	2人
走行集材機械による災害	21人	3人
架線集材機械による災害	9人	0人
機械集材装置による災害	18人	1人
木材伐出機械等による災害の林業における全労働災害に対する割合	4%	16%

この労働安全衛生規則の改正により、 危険防止対策と教育の実施が義務付けられます

[改正の内容] ●：新設（改正を含む） ○：既存 **太字**は構造関係の措置

		伐木等 機械	走行集材 機械	架線集材 機械	簡易架線 集材装置	機械集材 装置等
① 機 械 ・ 装 置 に よ る 作 業 で の 危 険 防 止	一般的な措置 (前照灯・ヘッドガードの設置、地形などの調査、作業計画の作成、最大使用荷重などの厳守、制動装置などの点検と補修、作業指揮者 他)	●	●	●	●	●
	車両の転倒、逸走などの防止 (制限速度の設定、幅員の確保など、運転位置から離脱する時の逸走防止※ 他)	●	●	●	● (※のみ)	● (※のみ)
	機械との接触、飛来落下などの防止 (危険箇所への立入禁止、 運転席の防護柵 など、運転中の離脱の禁止 他)	●	●	●	●	●
	伐木作業・造材作業での危険の防止	●	—	—	—	—
	車両の走行による集材作業での危険の防止 (走行時の荷台への乗車禁止、積載時の荷崩れ防止措置 他)	—	●	—	—	—
	ウインチによる作業での危険の防止 (ワイヤロープの安全係数、不適格なワイヤロープの使用禁止 、点検、合図)	—	●	●	●	○
	集材装置による集材作業での危険の防止 (制動装置などの設置基準、最大使用荷重などの表示 、架線集材機械を集材機として用いる場合の措置 他)	—	—	—	● 空中での運搬の禁止	○ 主索の検定等
②機械・装置の運転業務従事者に対する特別教育の実施	● 学科 6 H 実技 6 H	● 学科 6 H 実技 6 H	● 学科 6 H 実技 8 H		○ 学科 6 H 実技 8 H	

[施行日]

- ① 機械・装置による作業での危険防止 ▶ 平成26年6月1日
- ② 機械・装置の運転業務従事者に対する特別教育の実施 ▶ 平成26年12月1日

[経過措置]


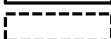
今回の改正により、車両系木材伐出機械、機械集材装置、簡易架線集材装置の集材機については、原則として、前照灯、堅固なヘッドガード、原木等の飛来などによる危険を防止するための設備（運転席の防護柵など）を備えることとする規定が新設されました。

(安衛則第151条の85、86、87、136、137、162)

なお、施行日の前日時点で次のような状況にある場合は、平成26年11月30日まで、これらの規定は適用しません。

- ・既に製造しているもの
- ・今あるものを使用する場合

改正のポイント 1 [車両系木材伐出機械]

枠線が実線  のものは、以前から規制されていたもの
枠線が破線  のものは、新たに規制されたもの（一部規制の内容が変更されたものを含む）

I 構造関係

1 前照灯（安衛則第151条の85）

前照灯を備えたものを使ってください。
（ただし、作業を安全に行うため必要な照度が保持されている場所を除く）

2 ヘッドガード（安衛則第151条の86）

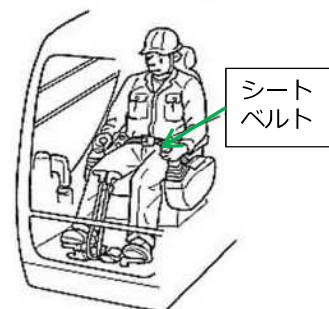
堅固なヘッドガードを備えたものを使ってください。
（ただし、原木等の落下により運転者に危険を及ぼすおそれのないときを除く）

3 防護柵等（安衛則第151条の87）

原木等の飛来などにより運転者に危険を及ぼすおそれのあるときは、**運転者席の防護柵など**危険を防止するための設備を備えたものを使ってください。

4 転倒時保護構造及びシートベルト（安衛則第151条の93）〈努力義務〉

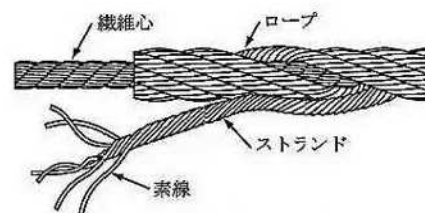
路肩や傾斜地など転倒や転落により運転者に危険が生じるおそれのある場所で車両系木材伐出機械を使用するときには、**転倒時保護構造があり、シートベルトを備えたもの以外の機械を使用しないよう努めてください。**
また、運転者には**シートベルトを使用させるよう努めてください。**



5 ワイヤロープ（安衛則第151条の114、115、120、121）

① 走行集材機械や架線集材機械のウインチやスリングに使うワイヤロープの安全係数（ワイヤロープの切断荷重の値÷ワイヤロープにかかる荷重の最大の値）は、**4以上**としてください。なお、「ワイヤロープにかかる荷重の最大の値」は、原則として、集材する原木等の最大重量の値を使用してください（ワイヤロープにかかる荷重の実測値を使用してもかまいません）。

② 走行集材機械や架線集材機械のウインチやスリングに使うワイヤロープ、積荷の固定に使うワイヤロープに、一よりの間で素線（フィラ線を除く）数の**10%以上の素線が切断**したもの、**摩耗による直径の減少が公称径の7%を超えるもの、キンクしたもの、著しい形崩れや腐食のあるものは使用しない**でください。



Ⅱ 使用関係

1 作業場所の地形等、伐倒する立木等の調査及び記録（安衛則第151条の88）

車両系木材伐出機械を使って作業を行うときは、機械の転落、地山の崩壊などによる労働者の危険を防止するため、あらかじめ、**作業場所の地形、地盤の状態など、伐倒する立木と取り扱う原木等の形状などを調査し、その結果を記録**してください。

2 作業計画（安衛則第151条の89）

車両系木材伐出機械を使って作業を行うときは、調査で知り得た状況に適応する**作業計画を定め**、その作業計画により作業を行ってください。

作業計画には、①機械の種類・能力 ②運行経路 ③作業の方法・場所を示すとともに、関係する**労働者に周知**してください。

3 作業指揮者（安衛則第151条の90）

車両系木材伐出機械（伐木等機械を除く）を使って作業を行うときは、**作業の指揮者を定め**、作業計画に基づき**作業の指揮**を行わせてください。

4 制限速度（安衛則第151条の91）

車両系木材伐出機械を使って作業を行うときは、あらかじめ、**作業場所の地形、地盤の状況などに応じた機械の適正な制限速度を定め**、それにより**作業**を行ってください。

5 運行経路の幅員保持、路肩崩壊防止、障害物除去等（安衛則第151条の92第1項）

車両系木材伐出機械を使って作業を行うときは、転倒や転落による労働者の危険を防止するため、機械の運行経路について、必要な**幅員を保持**すること、**路肩の崩壊を防止**すること、岩石、根株などの**障害物を除去**することなど、必要な措置を講じてください。

6 誘導者及び合図（安衛則第151条の92第2項及び第3項、安衛則第151条の94）

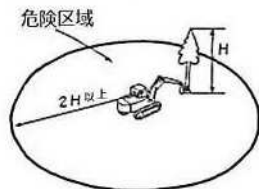
路肩や傾斜地など転倒や転落により運転者に危険が生じるおそれのある場所で**車両系木材伐出機械**を使用するときは、**誘導者を配置し、機械を誘導**させてください。

そのときは、一定の**合図を定め**、誘導者にその**合図**を行わせてください。

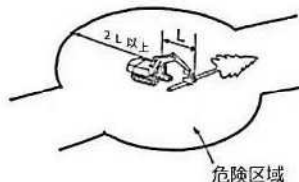
7 立入禁止（安衛則第151条の95、96、97）

次の箇所には労働者を立ち入らせないでください。

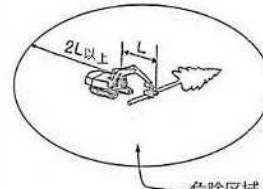
- ① 車両系木材伐出機械を使って作業を行う場合
 - ・ 運転中の機械や取り扱う原木等に接触することにより労働者に危険が生じるおそれのあるところ
 - ・ 物体の飛来などにより労働者に危険が生じるおそれのあるところ



伐倒作業



造材作業

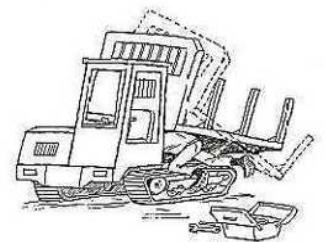


はい積み・木寄せ作業



- ② 車両系木材伐出機械※のブーム、アームなど、またはこれらにより支えられている原木等の下（修理、点検などの作業を行う場合に、労働者に安全支柱、安全ブロックなどを使用させるときを除く）

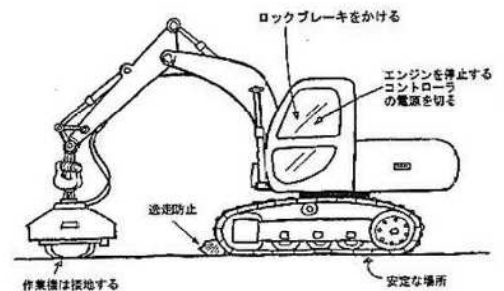
※ 構造上、ブーム・アームなどが不意に降下することを防止する装置が組み込まれている機械を除く。



8 運転位置から離れる場合の措置（安衛則第151条の98、99）

車両系木材伐出機械の運転者が運転位置から離れるときは、運転者に次の措置を講じさせてください。

- ① 木材グラップル等の作業装置を最低降下位置（荷台を備える機械の木材グラップルは、荷台上の最低降下位置）に置くこと
- ② 原動機を止めた上で、停止の状態を保持するためのブレーキをかけるなど機械の逸走を防止する措置を講じること



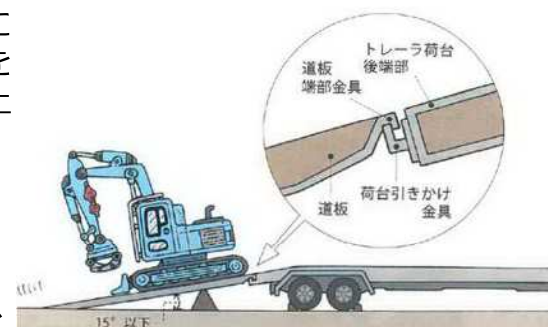
ただし、走行運転位置と作業運転位置が異なる場合で、作業装置の運転位置で運転し、または運転しようとしている場合は、逸走を防止する措置を講じさせてください。

（作業装置が運転されている間は、作業装置の運転位置から運転者を離れさせないでください）

9 移送時の措置（安衛則第151条の100）

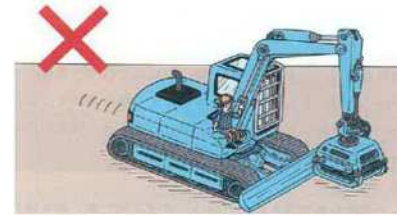
車両系木材伐出機械を移送するため自走、またはけん引により貨物自動車に積卸しを行う場合に、道板、盛土などを使用するときは、機械の転倒、転落などによる危険を防止するため、次のようにしなければなりません。

- ① 積卸しは、平坦で堅固な場所で行うこと
- ② 道板を使用するときは、十分な長さ、幅、強度がある道板を使い、適当な勾配で確実に取り付けること
- ③ 盛土、仮設台などを使用するときは、十分な幅と強度、適当な勾配を確保すること



10 搭乗の制限 (安衛則第151条の101、105)

車両系木材伐出機械を使って作業を行うときは、乗車席・荷台以外の箇所に労働者を乗せないでください（ただし、墜落による労働者の危険を防止するための措置を講じたときを除く）。また、走行のための運転位置と作業装置の運転のための運転位置が異なる車両系木材伐出機械を走行させるときは、機械の作業装置の運転のための運転位置に労働者を乗せないでください。



11 使用の制限 (安衛則第151条の102)

車両系木材伐出機械を使って作業を行うときは、機械の転倒や逸走、ブーム・アームなどの作業装置の破壊による労働者の危険を防止するため、構造上定められた安定度、最大積載荷重、最大使用荷重などを守ってください。

12 主たる用途以外の使用の制限 (安衛則第151条の103)

木材グラップルにワイヤロープをかけて原木等のつり上げ作業を行うなど車両系木材伐出機械の主たる用途以外の使い方をしないでください。

（ただし、ウインチとガイドブロックを使って運転者以外の方向にかかり木を引き倒すことにより、かかり木を処理する場合など、労働者に危険を及ぼすおそれのない場合を除く）

13 修理、アタッチメント交換時の措置（作業指揮者） (安衛則第151条の104)

車両系木材伐出機械の修理やアタッチメントの装着・取り外しの作業を行うときは、その作業を指揮する者を定め、その者に、次の事項を行わせてください。

- ① 作業手順を決定し、作業を直接指揮すること
- ② ブームなどの降下による危険を防止するための安全支柱、安全ブロックなど（第151条の97）の使用状況を監視すること

14 悪天候時の作業禁止 (安衛則第151条の106)

強風、大雨、大雪などの悪天候のため、車両系木材伐出機械を使う作業の実施について、危険が予想されるときは、労働者に作業をさせないでください。

15 保護帽の着用 (安衛則第151条の107)

車両系木材伐出機械を使って作業を行うときは、物体の飛来や落下による労働者の危険を防止するため、作業に従事する労働者に保護帽を着用させてください。



16 検査、点検、補修（安衛則第151条の108、109、110、111、116、122） <①②は努力義務>

車両系木材伐出機械については、

- ① 1年以内ごとに1回、定期的に、原動機、動力伝達装置、走行装置、制動装置、操縦装置、作業装置、油圧装置、車体、ヘッドガード、飛来物防護設備、アウトリガー、電気系統、灯火装置、計器について、異常の有無を**検査**するよう努めてください。
- ② 1か月以内ごとに1回、定期的に、制動装置、クラッチ、操縦装置、作業装置、油圧装置、ヘッドガード、飛来物防護設備について、異常の有無を**検査**するよう努めてください。
- ③ その日の作業を開始する前に、制動装置、操縦装置、作業装置、油圧装置、前照灯の機能、ワイヤロープ、履帯または車輪の異常の有無を**点検**してください。
また、走行集材機械、架線集材機械については、作業に使うスリング、積荷の固定に使うワイヤロープの状態も**点検**してください。
- ④ 検査、点検の結果、異常があった場合は、直ちに**補修**その他必要な措置を講じてください。

Ⅲ 伐木等機械関係

1 伐木作業における危険の防止（安衛則第151条の112）

伐木等機械を使って伐木作業を行うときは、立木を伐倒しようとする運転者に、それぞれの立木について、**かん木、枝条、つる、浮石**などで、伐倒作業中に危険を生じるおそれのあるものを取り除かせてください。

2 造材作業における危険の防止（安衛則第151条の113）

伐木等機械を使って造材作業を行うときは、造材を行う原木等が転落したり、滑ることによる危険を防止するため、作業を行おうとする運転者に、**平坦な地面で作業を行う**などの措置を講じさせてください。

Ⅳ 走行集材機械関係

1 ウインチの運転の合図（安衛則第151条の117）

走行集材機械のウインチの運転について、一定の**合図と合図を行う者を定め**、運転に当たっては、その**合図を使用**させてください。

2 原木等の積載（安衛則第151条の118）

走行集材機械に原木等を積載するときは、次のようにしてください。

- ① **偏荷重が生じないように積載**する。
- ② 荷崩れや原木等の落下による労働者の危険を防止するため、**積荷をワイヤロープで固定**するなど必要な措置を講じる。

3 荷台への乗車制限（安衛則第151条の119）

荷台のある**走行集材機械**を走行させるときは、**荷台に労働者を乗車させない**でください。



Ⅴ 架線集材機械関係

ウインチの運転の合図（安衛則第151条の123）

架線集材機械のウインチの運転について、一定の**合図と合図を行う者を定め**、運転に当たっては、その**合図を使用**させてください。

改正のポイント 2 [機械集材装置・運材索道]

機械集材装置、運材索道は従来から規制対象でしたが、新たに規制が追加されました。

〔 枠線が実線  のものは、以前から規制されていたもの
枠線が破線  のものは、新たに規制されたもの（一部規制の内容が変更されたものを含む） 〕

I 構造関係

1 制動装置等（安衛則第151条の129）

機械集材装置、運材索道については、次に定めるところによらなければなりません。

- ① 搬器、またはつり荷を制動させる必要がない場合を除き、つり荷を適時停止させることができる**有効な制動装置を備えること**
- ② **主索、控索、固定物に取り付ける作業索**は、支柱、立木、根株などの**固定物で堅固なものに2回以上巻き付けた上で、クリップ、クランプなどの緊結具を使って確実に取り付けること**
- ③ **支柱の頂部を安定させるための控え**は、**2本以上とし、控えと支柱との角度は30度以上とすること**
- ④ **サドルブロック、ガイドブロック**などは、取付け部が受ける荷重により破壊、または脱落するおそれのないシャックル、台付け索などの**取付け具を使って確実に取り付けること**
- ⑤ **搬器、主索支持器その他の附属器具**は、**十分な強度があるものを使用すること**
- ⑥ **えい索や作業索の端部**を搬器やロージングブロックに取り付けるときは、**クリップ止め、アイスプライスなどの方法により確実に取り付けること**

2 ワイヤロープ（安衛則第151条の130、131）

- ① **機械集材装置、運材索道の索**については、その用途に応じて、**安全係数**（ワイヤロープの切断荷重の値÷ワイヤロープにかかる荷重の最大の値）が**次の値以上であるワイヤロープを使用してください**。
 - ・主索 2.7 ・えい索 4.0 ・作業索（巻上げ索を除く） 4.0 ・巻上げ索 6.0
 - ・控索 4.0 ・台付け索 4.0 ・荷吊り索 6.0（ただし、最大使用荷重が200キログラム未満で、支間斜距離の合計が350メートル未満の運材索道は除く）
- ② **機械集材装置、運材索道のワイヤロープ**に、一よりの間で素線（フィラ線を除く）数の**10%以上の素線が切断したもの、摩耗による直径の減少が公称径の7%を超えるもの、キンクしたもの、著しい形崩れや腐食のあるものは使用しない**てください。

3 作業索（安衛則第151条の132）

機械集材装置の**作業索**（エンドレスのものを除く）には、次に定める措置を講じてください。

- ① **作業索**は、最大で使用した場合に、**集材機の巻胴に2巻以上を残すことができる長さ**とすること
- ② **作業索の端部**は、**集材機の巻胴にクランプ、クリップなどの緊結具を使って確実に取り付けること**

4 巻過防止装置等（安衛則第151条の133）

機械集材装置は、**巻過防止装置を備える**など巻上げ索の巻過ぎによる労働者の危険を防止するための措置を講じてください。

5 集材機又は運材機（安衛則第151条の134）

機械集材装置の集材機、運材索道の運材機には、次に定める措置を講じてください。

- ① 架線集材機械を機械集材装置の集材機として使わない場合
 - ・浮き上がり、ずれ、振れが生じないように据え付けること
 - ・歯止装置、または止め金つきブレーキを備え付けること
- ② 架線集材機械を機械集材装置の集材機として使う場合
 - ・機械の停止の状態を保持するためのブレーキを確実にかけるなど機械の逸走を防止する措置を講じること
 - ・アウトリガーを必要な広さと強度がある鉄板などの上で張り出し、またはブレードを地上に下ろすなどの架線集材機械の転倒や転落による労働者の危険を防止するための措置を講じること

6 転倒時保護構造及びシートベルト（安衛則第151条の135）〈努力義務〉

路肩や傾斜地など転倒や転落により運転者に危険が生じるおそれのある場所で架線集材機械を機械集材装置の集材機として使うときには、転倒時保護構造があり、シートベルトを備えたもの以外の機械を使用しないよう努めてください。また、運転者にはシートベルトを使用させるよう努めてください。

7 ヘッドガード（安衛則第151条の136）

堅固なヘッドガードを備えた集材機を使ってください。
（ただし、原木等の落下により運転者に危険を及ぼすおそれのないときを除く）

8 防護柵等（安衛則第151条の137）

原木等の飛来などにより運転者に危険を及ぼすおそれのあるときは、運転者席の防護柵など危険を防止するための設備を備えた集材機を使ってください。

9 最大使用荷重等の表示と遵守（安衛則第151条の138、139）

機械集材装置は、最大使用荷重を見やすい箇所に表示してください。また、最大使用荷重を超える荷重をかけて使用しないでください。
運材索道は、最大使用荷重、搬器と搬器との間隔、搬器ごとの最大積載荷重を見やすい箇所に表示してください。また、最大使用荷重、搬器ごとの最大積載荷重を超える荷重をかけて使用しないでください。

II 使用関係

1 作業場所の地形等、支柱とする立木等の調査及び記録（安衛則第151条の124）

林業架線作業（機械集材装置、運材索道の組立て、解体、変更、修理の作業、またはこの設備による集材・運材の作業）を行うときは、集材機・運材機の転落、地山の崩壊、支柱の倒壊などによる労働者の危険を防止するため、あらかじめ、作業場所の広さ、地形、地盤の状態など、支柱とする立木の状態、運搬する原木等の形状などを調査し、その結果を記録してください。

2 作業計画（安衛則第151条の125）

林業架線作業を行うときは、調査で知り得た状況に適応する作業計画を定め、その作業計画により作業を行ってください。
作業計画には、①支柱と主要機器の配置の場所 ②使用するワイヤロープの種類とその直径 ③中央垂下比 ④最大使用荷重、搬器と搬器の間隔、搬器ごとの最大積載荷重 ⑤集材機の種類と最大けん引力 ⑥作業の方法を示すとともに、③と⑤を除き関係する労働者に周知してください。

3 作業主任者の選任（安衛則第151条の126、127）

機械集材装置、運材索道（原動機の定格出力が7.5キロワットを超えるもの、支間の斜距離の合計が350メートル以上のもの、最大使用荷重が200キログラム以上のもの のいずれかに該当するもの）について**林業架線作業**を行うときは、**林業架線作業主任者免許**を受けた者のうちから、**林業架線作業主任者を選任**してください。

林業架線作業主任者には、①作業の方法と労働者の配置を決定し、作業を直接指揮すること ②材料の欠点の有無と器具・工具の機能を点検し、不良品を取り除くこと ③作業中、安全带などや保護帽の使用状況を監視することを行わせてください。

4 作業指揮者（安衛則第151条の128）

作業主任者の選任を要しない林業架線作業を行うときは、**作業の指揮者を定め**、作業計画に基づいて**作業の指揮**を行わせてください。

5 立入禁止（安衛則第151条の140、142）

林業架線作業を行うときは、**次の箇所には労働者を立ち入らせない**でください。

- ・ **運転中の機械**や**取り扱う原木等**に**接触**することにより労働者に危険が生じるおそれのあるところ
- ・ **主索の下**で、**原木等が落下**したり、**降下**することにより労働者に危険を及ぼすおそれのあるところ
- ・ **原木等を荷掛け**したり、**集材している場所の下方**で、**原木等が転落**したり、**滑る**ことにより労働者に危険を及ぼすおそれのあるところ
- ・ **作業索の内角側**で、**索、ガイドブロック**などが**反発**したり、**飛来**することにより労働者に危険を及ぼすおそれのあるところ

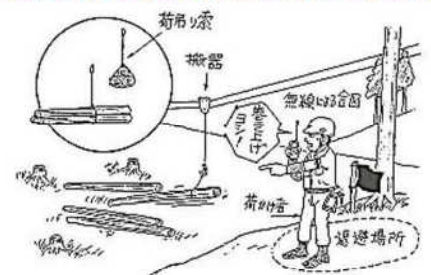
6 ブーム等の落下による危険の防止（安衛則第151条の143）

架線集材機械（構造上、ブーム、アームなどが不意に降下することを防止する装置が組み込まれている機械を除く）を機械集材装置の集材機として使う場合、機械の**ブーム、アーム**などを上げ、その**下で修理、点検**などの**作業**を行う場合に、労働者に**安全支柱、安全ブロック**などを使用させてください。

7 運転者と荷掛け又は荷外しをする者の合図（安衛則第151条の141）

林業架線集材作業を行うときは、**機械集材装置や運材索道の運転者と荷掛けや荷外しをする者との間の連絡**を確実にするため、次のいずれかの措置を講じさせてください。

- ・ **電話、電鈴**などの**装置**を設け、それぞれの装置を使用する者を**指名**して、その者に**使用**させてください。
- ・ 一定の**合図**を定め、その**合図**を行う者を**指名**して、その者に行わせてください。



8 搭乗の制限（安衛則第151条の144）

機械集材装置、運材索道の搬器、つり荷などで、**つり下げ**られているものに、**労働者を乗せ**ないでください。（搬器、索などの機材の点検、補修など臨時的作業を行う場合で、墜落による危険を生じるおそれのない措置を講じるときを除く）

また、**架線集材機械**を機械集材装置の集材機として使い、**集材の作業**を行うときは、**乗車席以外の箇所**に労働者を乗せないでください。

9 悪天候時の作業禁止（安衛則第151条の145）

強風、大雨、大雪など**悪天候**のため、**林業架線作業**の実施について危険が予想されるときは、**労働者に作業をさせ**ないでください。

10 点検及び補修 (安衛則第151条の146)

林業架線作業については、

- ① 組立て・変更を行った場合や試運転を行った場合は、支柱とアンカの状態、集材機・運材機・制動機の異常の有無と据付けの状態、主索・えい索・作業索・控索・台付け索・荷吊り索の異常の有無と取付けの状態、搬器やロージングブロックとワイヤロープとの緊結部の状態、電話、電鈴など装置の異常の有無を点検してください。
- ② 強風、大雨、大雪などの悪天候の後や中震以上の地震の後も点検してください。
(搬器やロージングブロックとワイヤロープとの緊結部の状態を除く)
- ③ その日の作業を開始する前に、集材機・運材機・制動機の機能、荷吊り索の異常の有無、運材索道の搬器の異常の有無、搬器とえい索との緊結部の状態、電話、電鈴などの装置の異常の有無を点検してください。
- ④ 点検を行って、異常があった場合は、直ちに補修したり、取り替えてください。

11 運転位置から離れる場合の措置 (安衛則第151条の147)

架線集材機械を機械集材装置の集材機として使う場合、架線集材機械の運転者が運転位置から離れるときは、運転者に次の措置を講じさせてください。

- ① 作業装置を地上に下ろすこと
- ② 原動機を止めること

12 運転位置からの離脱の禁止 (安衛則第151条の148)

機械集材装置や運材索道の運転中は、運転者を運転位置から離れさせないでください。

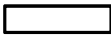
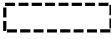
13 主索の安全係数の検定及び試運転 (安衛則第151条の149)

機械集材装置や運材索道を組み立てたとき、主索の張力に変化を生じる変更をしたときは、主索の安全係数を検定し、その最大使用荷重の荷重で試運転を行ってください。
(最大使用荷重が200キログラム未満で、支間斜距離の合計が350メートル未満の運材索道は除く)

14 保護帽の着用 (安衛則第151条の150)

林業架線作業を行うときは、物体の飛来や落下による労働者の危険を防止するため、作業に従事する労働者に保護帽を着用させてください。

改正のポイント 3 [簡易架線集材装置]

- | | | |
|---|---|-------------------------------------|
| 〔 | 枠線が実線  | のものは、以前から規制されていたもの |
| | 枠線が破線  | のものは、新たに規制されたもの（一部規制の内容が変更されたものを含む） |

I 構造関係

1 制動装置等 (安衛則第151条の155)

簡易架線集材装置については、次に定めるところによらなければなりません。

- ① 搬器、またはつり荷を適時停止させることができる有効な制動装置を備えること
- ② 控索、固定物に取り付ける作業索は、支柱、立木、根株などの固定物で堅固なものに2回以上巻き付けた上で、クリップ、クランプなどの緊結具を使って確実に取り付けること
- ③ 控えて頂部を安定させる必要がない場合を除き、支柱の頂部を安定させるための控えは、2本以上とし、控えと支柱との角度は30度以上とすること
- ④ ガイドブロックなどは、取付け部が受ける荷重により破壊、または脱落するおそれのないシャックル、台付け索などの取付け具を使って確実に取り付けること
- ⑤ 搬器その他の附属器具は、十分な強度があるものを使用すること
- ⑥ 作業索の端部を搬器やロージングブロックに取り付けるときは、クリップ止め、アイスプライスなどの方法により確実に取り付けること

2 ワイヤロープ (安衛則第151条の156、157)

- ① 簡易架線集材装置の索に使うワイヤロープの安全係数 (ワイヤロープの切断荷重の値÷ワイヤロープにかかる荷重の最大の値) は、**4以上**としてください。
なお、「ワイヤロープにかかる荷重の最大の値」は、原則として、索の種類に応じて次の値を使用してください (ワイヤロープにかかる荷重の実測値を使用してもかまいません)。
 - ・荷吊り索 (スリング) の場合は、集材する原木等の最大重量の値
 - ・引寄索 (ホールライン) の場合は、集材する原木等の最大重量、搬器の重量、支間斜距離の引寄索の重量、バックテンション (引戻索 (ホールバックライン) による集材する方向とは反対方向への張力) を合計した値 (バックテンションの把握が困難な場合は、バックテンションの値には、集材する原木等の最大重量の0.5倍の値を使用すること)
 - ・引戻索の場合は、集材する原木等の最大重量、搬器の重量、支間斜距離の引戻索の重量を合計した値 (ただし、下げ荷集材で、集材する原木等を一時的に集材する方向とは反対方向へ短距離移動させる場合には、集材する原木等の最大重量の2倍の値、搬器の重量、支間斜距離の引戻索の重量を合計した値を使用すること)
- ② 簡易架線集材装置のワイヤロープに、一よりの間に素線 (フィラ線を除く) 数の**10%以上**の素線が切断したもの、摩耗による**直径の減少が公称径の7%を超えるもの**、**キンクしたもの**、著しい**形崩れや腐食のあるものは使用しない**てください。

3 作業索 (安衛則第151条の158)

簡易架線集材装置の作業索 (エンドレスのものを除く) には、次に定める措置を講じてください。

- ① 作業索は、最大で使用した場合に、集材機の巻胴に**2巻以上を残すことができる長さ**とすること
- ② 作業索の端部は、集材機の巻胴にクランプ、クリップなどの緊結具を使って**確実に取り付ける**こと

4 巻過防止装置等 (安衛則第151条の159)

簡易架線集材装置は、**巻過防止装置を備える**など巻上げ索の巻過ぎによる労働者の危険を防止するための措置を講じてください。

5 集材機 (安衛則第151条の160)

簡易架線集材装置の集材機には、次に定める措置を講じてください。

- ① 架線集材機械を簡易架線集材装置の集材機として使わない場合
 - ・浮き上がり、ずれ、振れが生じないように据え付けること
 - ・歯止装置、または止め金つきブレーキを備え付けること
- ② 架線集材機械を簡易架線集材装置の集材機として使う場合
 - ・機械の停止の状態を保持するための**ブレーキを確実にかける**など機械の逸走を防止する措置を講じること。
 - ・**アウトリガーを必要な広さと強度のある鉄板などの上で張り出し、またはブレードを地上に下ろす**などの架線集材機械の転倒や転落による労働者の危険を防止するための措置を講じること

6 転倒時保護構造及びシートベルト (安衛則第151条の161) <努力義務>

路肩や傾斜地など転倒や転落により運転者に危険が生じるおそれのある場所で架線集材機械を簡易架線集材装置の集材機として使うときには、**転倒時保護構造があり、シートベルトを備えたもの以外の機械を使用しないよう努めて**ください。

また、運転者には**シートベルトを使用させるよう努めて**ください。

7 防護柵等 (安衛則第151条の162)

原木等の飛来などにより運転者に危険を及ぼすおそれのあるときは、**運転者席の防護柵など**危険を防止するための設備を**備えた集材機**を使ってください。

8 最大使用荷重の表示と遵守 (安衛則第151条の163)

簡易架線集材装置は、**最大使用荷重**を見やすい箇所に**表示**してください。また、**最大使用荷重**を超える荷重をかけて使用しないでください。

II 使用関係

1 作業場所の地形等、支柱とする立木等の調査及び記録 (安衛則第151条の152)

簡易林業架線作業（簡易架線集材装置の組立て、解体、変更、修理の作業、またはこの設備による集材の作業）を行うときは、集材機の転落、地山の崩壊、支柱の倒壊などによる労働者の危険を防止するため、あらかじめ、**作業場所の広さ、地形、地盤の状態など、支柱とする立木の状態、運搬する原木等の形状**などを調査し、その**結果を記録**してください。

2 作業計画 (安衛則第151条の153)

簡易林業架線作業を行うときは、調査で知り得た状況に適応する**作業計画を定め**、その**作業計画により作業**を行ってください。

作業計画には、①支柱と主要機器の配置の場所 ②使用するワイヤロープの種類とその直径 ③最大使用荷重 ④集材機の種類と最大けん引力 ⑤作業の方法を示すとともに、④を除き**関係する労働者に周知**してください。

3 作業指揮者 (安衛則第151条の154)

簡易林業架線作業を行うときは、**作業の指揮者を定め**、作業計画に基づき**作業の指揮**を行わせてください。

4 立入禁止 (安衛則第151条の164、166)

簡易林業架線作業を行うときは、**次の箇所には労働者を立ち入らせない**でください。

- ・ **運転中の機械**や**取り扱う原木等**に**接触**することにより労働者に危険が生じるおそれのあるところ
- ・ **原木等を荷掛け**したり、**集材している場所の下方**で、原木等が転落したり、滑ることにより労働者に危険を及ぼすおそれのあるところ
- ・ **作業索の内角側**で、索やガイドブロックなどが反発したり、飛来することにより労働者に危険を及ぼすおそれのあるところ

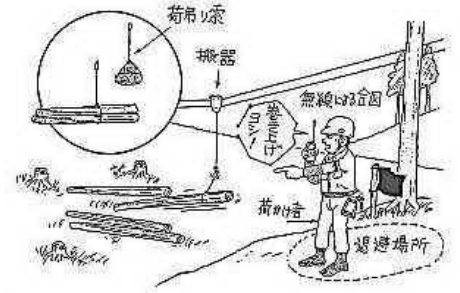
5 ブーム等の落下による危険の防止 (安衛則第151条の167)

架線集材機械（構造上、ブーム、アームなどが不意に降下することを防止する装置が組み込まれている機械を除く）を簡易架線集材装置の集材機として使う場合、機械の**ブーム、アーム**などを上げ、その**下で修理、点検**などの**作業**を行う場合に、労働者に**安全支柱、安全ブロック**などを使用させてください。

6 運転者と荷掛けまたは荷外しをする者の合図 (安衛則第151条の165)

簡易架線集材作業を行うときは、架線集材装置の運転者と荷掛けや荷外しをする者との間の連絡を確実にするため、次のいずれかの措置を講じさせてください。

- ・電話、電鈴などの装置を設け、それぞれの装置を使用する者を指名して、その者に使用させてください。
- ・一定の合図を定め、その合図を行う者を指名して、その者に行わせてください。



7 搭乗の制限 (安衛則第151条の168)

簡易架線集材装置の搬器、つり荷などで、つり下げられているものに、労働者を乗せないでください。また、架線集材機械を簡易架線集材装置の集材機として使い、集材の作業を行うときは、乗車席以外の箇所に労働者を乗せないでください。

8 運搬の制限 (安衛則第151条の169)

簡易架線集材装置を使って集材の作業を行うときは、機械の転倒などによる労働者の危険を防止するため、装置の運転者に原木等を空中で運搬させないでください。

9 悪天候時の作業禁止 (安衛則第151条の170)

強風、大雨、大雪など悪天候のため、簡易林業架線作業の実施について危険が予想されるときは、労働者に作業をさせないでください。

10 点検及び補修 (安衛則第151条の171)

簡易林業架線作業については、

- ① その日の作業を開始する前に、支柱とアンカの状態、集材機・制動機の異常の有無と据付け状態、作業索・控索・台付け索・荷吊り索の異常の有無と取付けの状態、搬器やロージングブロックとワイヤロープとの緊結部の状態、電話、電鈴などの装置の異常の有無を点検してください。
- ② 強風、大雨、大雪など悪天候の後や中震以上の地震の後も点検してください。(搬器やロージングブロックとワイヤロープとの緊結部の状態を除く)
- ③ 点検を行って、異常があった場合は、直ちに補修したり、取り替えてください。

11 運転位置から離れる場合の措置 (安衛則第151条の172)

架線集材機械を簡易架線集材装置の集材機として使う場合、架線集材機械の運転者が運転位置から離れるときは、運転者に次の措置を講じさせてください。

- ① 作業装置を地上に下ろすこと
- ② 原動機を止めること

12 運転位置からの離脱の禁止 (安衛則第151条の173)

簡易架線集材装置の運転中は、装置の運転者を運転位置から離れさせないでください。

13 保護帽の着用 (安衛則第151条の174)

簡易林業架線作業を行うときは、物体の飛来や落下による労働者の危険を防止するため、作業に従事する労働者に保護帽を着用させてください。

改正のポイント 4 [特別教育関係]

1 機械及び装置の運転の業務に就かせるときの特別教育 (安衛則第36条第6の2号、6の3号、7の2号)

平成26年12月1日以降に、伐木等機械、走行集材機械、架線集材機械、簡易架線集材装置の運転業務に労働者を就かせるときは、改正された安全衛生特別教育規程の教育科目、範囲、時間に基づく特別教育を実施してください。

<講習科目・時間>

	A 伐木等機械の運転の業務			B 走行集材機械の運転の業務			C 簡易架線集材装置等の運転の業務		
		科目	時間		科目	時間		科目	時間
学科教育	I	伐木等機械に関する知識	1	I	走行集材機械に関する知識	1	I	簡易架線集材装置の集材機、架線集材機械に関する知識	1
	II	伐木等機械の走行、作業に関する装置の構造、取扱いの方法に関する知識	1	II	走行集材機械の走行、作業に関する装置の構造、取扱いの方法に関する知識	1	II	架線集材機械の走行、作業に関する装置の構造、取扱いの方法に関する知識	1
	III	伐木等機械の作業に関する知識	2	III	走行集材機械の作業に関する知識	2	III	簡易架線集材装置、架線集材機械の作業に関する知識	2
	IV	伐木等機械の運転に必要な一般的事項に関する知識	1	IV	走行集材機械の運転に必要な一般的事項に関する知識	1	IV	簡易架線集材装置、架線集材機械の運転に必要な一般的事項に関する知識	1
	V	関係法令	1	V	関係法令	1	V	関係法令	1
実技教育	I	伐木等機械の走行の操作	2	I	走行集材機械の走行の操作	3	I	架線集材機械の走行の操作	1
	II	伐木等機械の作業のための装置の操作	4	II	走行集材機械の作業のための装置の操作	3	II	簡易架線集材装置の集材機の運転、架線集材機械の作業のための装置の操作	3
							III	ワイヤロープの取扱い	4

ご不明な点は、最寄りの都道府県労働局、労働基準監督署にお尋ねください。
法令を確認したい場合は、厚生労働省「法令等データベースサービス」をご覧ください。

厚生労働省 法令

チェーンソーによる伐木等作業の安全に関するガイドライン

1 趣旨・目的

- 厚生労働省では、労働安全衛生規則（昭和47年労働省令第32号。以下「安衛則」という。）を踏まえ、平成27年にチェーンソーによる伐木等作業の安全に関するガイドライン（H27.12.7基発1207第3号、改正R2.1.31基発0131号。以下「ガイドライン」という。）を定め、チェーンソーを用いて行う伐木又は造材の作業（以下「伐木等作業」という。）の安全を推進。
- ガイドラインは伐木等作業に適用。なお、伐木作業の結果かかり木が生じた場合及び既にかかり木が生じたものの処理のための準備等の作業を行う場合（台風等による被害木、枯損木等が、他の立木に寄りかかったものを除く。）を対象。
- 伐木等作業を行う事業者は、安衛法令に基づき措置を的確に履行することはもとより、ガイドラインに基づき措置を講ずることにより、伐木等作業の安全対策を徹底。また、労働者により労働者に義務付けられている措置を的確に履行することはもとより、事業者が行うガイドラインに基づき措置を遵守することにより、伐木等作業の安全対策を徹底。

2 概要

(1) 伐木等作業における保護具等の選定及び着用

次の保護具等の選定に当たっては、防護性能が高いことはもちろんのこと、作業性が良く、視認性の高い目立つ色合いのものであって、人間工学に配慮した使いやすい機能を備えたものを選定すること。（①）下肢の切創防止用保護衣（**図1**）、②衣服、③手袋、④安全靴等の履物、⑤保護帽、保護網、保護眼鏡及び防音保護具）

(2) チェーンソーの選定、取扱い方法等

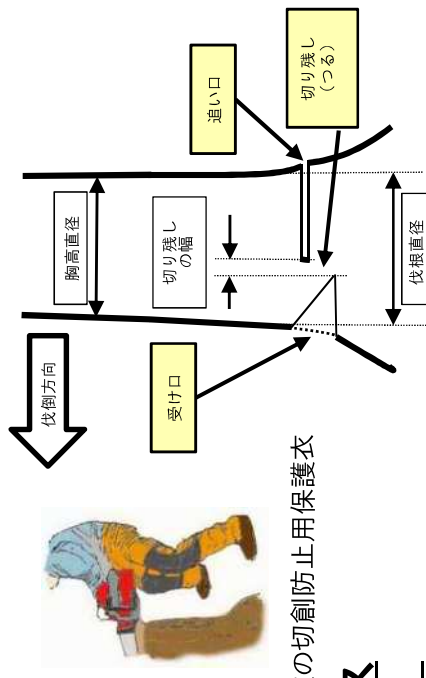
(3) 伐木等作業を安全に行うための事前準備等（①調査・記録の実施、②リスクアセスメント等の実施、③作業計画の作成、④作業指揮者の選任、⑤安全衛生教育の実施）

(4) 伐木等作業における安全の確保
①伐倒しようとする立木を中心として、当該立木の高さの2倍に相当する距離を半径とする円形の内側に伐倒者以外の労働者が立ち入ることを禁止すること、②伐倒作業で受け口と追い口の間に適当な幅の切り残り（つる）を残すこと（**図2**）等。

(5) 伐倒木の転落等による危険を防止するための措置を講じるなど、チェーンソーを用いて行う造材の作業の安全の確保
(6) かかり木の処理の作業における安全の確保
かかり木の処理の作業においては、次に掲げる事項を行ってはならないこと。

①かかられている木の伐倒、②かかり木に激突させるためにかかり木以外の立木の伐倒（浴びせ倒し）、③かかっている木の元玉切り、④かかっている木の肩担ぎ、④かかり木の枝切り

なお、①及び②については、安衛則第478条第2項により禁止されるものであること。また、③から⑤までについても、かかり木の処理の作業を安全に行うものであるとは言い難いことから、実施しないよう確実に指導すること。



(図1) 下肢の切創防止用保護衣

(図2) 受け口、追い口等の関係図

林業の作業現場における 緊急連絡体制を整備しましょう

林業の作業を行う現場は市街地から離れた山林内であることが一般的であり、また、作業者が相互に離れて作業を行うことが多いため、労働災害が発生した場合にその発見が遅れることや、被災労働者の救護が遅れることがあり、その結果大きな被害につながる懸念があります。

林業における労働災害は長期的には減少してきていますが、今なお災害が起こる頻度や、万一災害が起きた際に作業者が受ける負傷の程度は、他の産業に比べて高くなっています。

「林業の作業現場における緊急連絡体制の整備等のためのガイドライン」（平成6年7月18日付け基発461号の3、改正令和2年1月31日付け基発0131第4号）（以下「ガイドライン」という。）を活用し、労働災害発生時等の緊急時における連絡体制の整備・確立等をお願いします。

【参考】厚生労働省HP

「林業の作業現場における緊急連絡体制の整備等のためのガイドライン」を改正しました
ホーム > 報道・広報 > 報道発表資料 > 2020年1月 > 「林業の作業現場における緊急連絡体制の整備等のためのガイドライン」を改正しました

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_09178.html

[ガイドラインはこちら](#)



ガイドラインの目的・対象

本ガイドラインは、林業の作業現場における緊急時の連絡体制の整備・確立等を促進することにより、労働災害の発生時における被災労働者の早急な救護等を図ることを目的としています。

本ガイドラインは、伐木、造材、集材、造林等（以下「伐木等」という。）の作業を行う作業現場を有する林業の事業者に対して適用となります。

ガイドラインの概要

緊急時における連絡体制等の整備

1. 緊急時における連絡の方法等の決定、周知

事業者は、作業現場の位置、作業内容、作業方法、作業現場に持ち込む通信機器、作業現場で利用できる連絡の手段等を勘察し、あらかじめ、緊急時（労働災害の発生時、労働者の所在不明時等をいう。）に対処するため必要な次の事項について定めるとともに、その内容を関係労働者に周知させること。

携帯電話等（スマートフォンを含む。）又は無線通信（トランシーバーを含む。）による通信が可能である範囲



伐木等の作業を個々の労働者が行う場所（以下「作業現場」という。）における作業中の労働者相互の連絡の方法

緊急時における作業場所と山土場、休憩場所、通信機器設置場所等連絡の際の拠点となる場所（以下「山土場等」という。）との連絡の方法

労働災害発生時における山土場等から事業場の事務所、消防機関等救急機関への連絡の方法
緊急車両の走行が可能である経路

労働災害発生時における被災労働者である傷病者（以下「傷病者」という。）が緊急車両に乗車することが可能である場所

傷病者の災害発生場所から山土場等への搬送の方法

傷病者の山土場等から医療機関までの搬送の方法

作業現場に持ち込む傷病者の応急措置に必要な救急用具及び材料（以下「救急用品」という。）の内容等



2. 連絡責任者の選任

事業者は、作業現場ごとに、連絡責任者を選任し、その氏名を関係労働者に周知させるとともに、連絡責任者に の（1）、 の（1）並びに の（2）及び（3）の事項を行わせること。

なお、連絡責任者が作業現場を離れるとき等その職務を果たせなくなるときは、連絡責任者にその職務を行う代理者を指名させるようにすること。

作業開始前の連絡の方法の確認等

事業者は、作業現場において伐木等の作業を行うときは、その作業を開始する前に次の事項を行うこと。

(1) 連絡責任者に緊急時における連絡の方法の確認をさせること。この場合次の事項に留意すること。

事業場の事務所、消防機関等救急機関の連絡先
最寄りの有線電話の設置位置

木材の運搬に使用するトラックに通信機器が搭載されている場合は、当該通信機器の機能及び利用の可否

労働者が携帯電話等を携帯する場合には、各々の当該携帯電話等の電話番号

(2) 連絡の方法として、携帯電話等又は無線通信を使用する場合には、当該携帯電話等の端末又は無線通信の機器のバッテリーの充電状態及び故障の有無を確認し、異常がある場合はバッテリーの交換等必要な措置を講じること。

(3) 作業現場に持ち込む救急用品の種類及び数量を確認し、不足がある場合は補充すること。

作業現場における安全の確認等

(1) 事業者は、連絡責任者（代理者を含む。以下同じ。）に、作業現場において次の事項を行わせること。

事業場の事務所との連絡に、携帯電話等又は無線通信を使用する場合は、あらかじめ、作業現場から事業場の事務所へ当該携帯電話等又は無線通信による通信が可能である位置を確認しておくこと。

関係労働者に対し、の1のにより定めた方法による労働者相互の連絡を行い、相互の安全を確認するよう指示すること。

労働者が所在不明となった場合で労働災害等の可能性があるときは、直ちに捜索を実施すること。

(2) 事業者は、労働者に、作業現場において次の事項を行わせること。

連絡責任者の指示に従って労働者相互の連絡を行い、相互の安全を確認すること。

労働者相互の連絡において応答がない場合、作業の進捗状況からみて不自然にチェーンソーの音がしなくなった場合等他の労働者に何らかの異常が発生したことが考えられる場合には、当該労働者の作業場所に行く等により異常の有無を確認すること。この場合、異常があれば直ちに連絡責任者に連絡をすること。

労働災害発生時の連絡等

事業者は、労働災害が発生したときは、連絡責任者及び関係労働者に次の事項を行わせること。

(1) 労働災害の発生を発見した労働者は、直ちに連絡責任者に被災の程度、救急車の必要の有無等を連絡すること。

(2) の(1)のにより定められた方法により、原則として連絡責任者が、事業場の事務所、消防機関等救急機関に所要の連絡を行うこと。なお、この場合必要に応じ消防機関等救急機関に応急措置、傷病者の搬送の方法等について指示を求めること。

(3) 連絡責任者は、必要に応じ、当該現場の労働者に労働災害の発生を知らせるとともに、応急措置の実施、山土場等への傷病者の搬送等被災状況に応じた措置を講じること。

教育訓練の実施

事業者は、関係労働者に対し、次の事項について教育訓練を行うこと。

(1) 連絡体制

(2) 携帯電話等の端末及び無線通信の通信機器の機能及び取扱いの方法

(3) 携帯電話等又は無線通信による通信が可能である範囲

(4) 作業場所における労働者相互の連絡の方法

(5) 作業場所と山土場等との連絡の方法

(6) 事業場の事務所、消防機関等救急機関に対する連絡の方法及び救急機関からの指示の受け方

(7) 傷病者の搬送の方法

(8) 応急措置の方法



林業の作業現場における緊急連絡体制の整備等のためのガイドライン

1 趣旨・目的

- 厚生労働省では、労働安全衛生規則（昭和47年労働省令第32号。以下「安衛則」という。）を踏まえ、平成6年に「林業の作業現場における緊急連絡体制の整備等のためのガイドライン」（H6.7.18基発461号の3、改正R2.1.31基発0131第4号。以下「ガイドライン」という。）を定め、労働災害が発生した時などの緊急時の連絡体制の整備・確立などを図り、被災労働者の早急な救護などを促進。
- 伐木、造材、集材、造林等の作業を行う作業現場を有する林業の事業者に対して、ガイドラインを適用。

2 概要

(1) 事業者は、緊急時における連絡体制等を整備すること。

- ① 事業者は、作業現場の位置、作業方法、作業内容、作業現場に持ち込む通信機器、作業現場で利用できる連絡の手段等を勘案し、緊急時（労働災害の発生時、労働者の所在不明時等をいう。）に対処するため、通信が可能である範囲、作業場所における作業中の労働者相互の連絡の方法等必要な事項を定め、その内容を関係労働者に周知すること。
 - ② 作業現場における安全の確認、労働災害発生時の連絡等を行う連絡責任者を選任すること。
- (2) 事業者は、作業現場において伐木等の作業を行うときは、その作業を開始する前に、次の事項を行うこと。
- ① 連絡責任者に緊急時における連絡の方法の確認をさせること。
 - ② 携帯電話等の端末又は無線通信の機器のバッテリーの充電状態及び故障の有無を確認し、異常がある場合はバッテリーの交換等必要な措置を講ずること。等

(3) 事業者は、連絡責任者に、作業現場において、次の事項を行わせること。

- ① 作業現場から事業場の事務所へ当該携帯電話等又は無線通信による通信が可能である位置を確認しておくこと。
- ② 労働者が所在不明となった場合で労働災害等の可能性があるときは、直ちに搜索を実施すること。

(4) 事業者は、労働者に、作業現場において、次の事項を行わせること。

- ① 連絡責任者の指示に従って労働者相互の連絡を行い、相互の安全を確認すること。
- ② 労働者相互の連絡において応答がない場合、作業の進捗状況からみて不自然にチェンソーの音がしなくなった場合等には、当該労働者の作業場所に行く等により異常の有無を確認すること。等

(5) 事業者は、労働災害が発生したときは、連絡責任者及び関係労働者に、次の事項を行わせること。

- ① 労働災害の発生を発見した労働者は、直ちに連絡責任者に被災の程度、救急車の必要の有無等を連絡すること。
- ② 原則として連絡責任者が、事業場の事務所、消防機関等救急機関に所要の連絡を行うこと。等

(6) 事業者は、関係労働者に対し、無線通信の通信機器の機能及び取扱いの方法等について教育訓練を行うこと。

化学物質管理体系が見直されます

参加費 無料！

新たな化学物質規制 オンライン説明会

を令和4年11月から令和5年3月にかけて、月2回、計10回開催します（詳しい開催日、開催時間は裏面をご覧ください）

現在、国内で輸入、製造、使用されている化学物質は数万種類に上り、その中には危険性や有害性が不明な物質が多く含まれます。さらに、化学物質による休業4日以上[＊]の労働災害（がん等の遅発性疾病を除く。）のうち、特定化学物質障害予防規則等の特別則の規制の対象となっていない物質に起因するものが約8割を占めています。

これらを踏まえまして、今般、労働安全衛生法の関係政省令の一部を改正し、これまで特別則による規制の対象となっていなかった物質への対策の強化を主眼として、事業者が、危険性・有害性の情報に基づくリスクアセスメントの結果に基づき、国の定める基準等の範囲内で、ばく露防止のために講ずべき措置を適切に実施する制度の導入等が義務付けられました。

これらの改正は今後、令和5年4月1日、令和6年4月1日と順次施行されますが、業種を問わず措置義務の対象となる事業場が増加することとなり、さらに、これまで以上に事業者の主体的な取組が求められることとなります。

そのため、岡山労働局・各労働基準監督署では、岡山産業保健総合支援センター及び（一社）岡山県労働基準協会に共催いただき、以下のとおり、【新たな化学物質規制に係る関係政省令の改正について周知徹底を図るためのオンライン説明会】を開催します。（各日とも説明内容は同じです。）事業場のご担当者様に是非参加していただきますようご案内します。

プログラム

- 1 開会挨拶 岡山労働局 労働基準部 健康安全課長
- 2 新たな化学物質規制について
岡山労働局 労働基準部 健康安全課 安全衛生担当官
- 3 化学物質のリスクアセスメントについて
岡山産業保健総合支援センター 産業保健相談員
労働安全・衛生コンサルタント
横溝 浩 氏



参加申し込み方法等は裏面をご覧ください。

開催日	開催時間・定員
令和4年11月16日（水）、22日（火）	各14：00～16：10 各100名
令和4年12月5日（月）、13日（火）	
令和5年1月12日（木）、16日（月）	
令和5年2月7日（火）、17日（金）	
令和5年3月3日（金）、9日（木）	

申し込み方法

お申込みは岡山産業保健総合支援センターのWebサイトで承ります。

URL：<https://okayamas.johas.go.jp/chemicals/>



- ※ 申し込みの締切は開催日の1週間前です。
- ※ 全日程オンライン開催です。テレビ会議システム「Zoom Meetings」を使用します。
お申込みはWEB（上記URL）でお願いします。
- ※ 各日とも説明内容は同じです。
- ※ 当日、質疑応答の時間は設けておりませんので、ご了承ください。
- ※ 取得した個人情報は、主催・共催者で共有しますが、説明会以外には使用しません。
また、プライバシーポリシーに則り適正に管理します。

Zoom Meetingsによる研修会の参加方法

- ①上記Webサイトにて、申込みをしてください。
- ②開催日の前日15時までに参加についての案内メールをお送りします。
（Zoomへの参加方法、説明会資料等の情報も併せて送付します。）
- ③説明会当日は、案内メールを参照して参加してください。
* 接続数を管理する必要があるため、申し込み1件につき端末1台の接続としていただきますようお願いいたします。



Zoom Meetingsによる研修会の参加に必要なチェックリスト

- インターネットにつながるパソコン・タブレット・スマートフォンがある
（通信料金は自己負担となりますのでご注意ください）
- パソコン・タブレット・スマートフォンで音声を聞くことができる
（パソコン等の処理能力、通信環境によっては映像や音声が途切れることがあります）

《推奨》

- パソコン・タブレット・スマートフォンにZoomアプリをインストールできる

申し込み方法・参加方法に関するお問合せ先

岡山産業保健総合支援センター 電話086-212-1222

2023年4月1日から

月60時間を超える時間外労働の割増賃金率が引き上げられます

◆改正のポイント

中小企業の月60時間超の時間外労働に対する割増賃金率が50%になります

(2023年3月31日まで)

月60時間超の残業割増賃金率
大企業は 50% (2010年4月から適用)
中小企業は 25%

	1か月の時間外労働 (1日8時間・1週40時間 を超える労働時間)	
	60時間以下	60時間超
大企業	25%	50%
中小企業	25%	25%

(2023年4月1日から)

月60時間超の残業割増賃金率
大企業、中小企業ともに50%
※中小企業の割増賃金率を引き上げ

	1か月の時間外労働 (1日8時間・1週40時間 を超える労働時間)	
	60時間以下	60時間超
大企業	25%	50%
中小企業	25%	50%

➤2023年4月1日から労働させた時間について、割増賃金の引き上げの対象となります。

(※) 中小企業に該当するかは、①または②を満たすかどうかで企業単位で判断されます。

業種	① 資本金の額または出資の総額	② 常時使用する労働者数
小売業	5,000万円以下	50人以下
サービス業	5,000万円以下	100人以下
卸売業	1億円以下	100人以下
上記以外のその他の業種	3億円以下	300人以下

深夜・休日労働の取扱い

月60時間を超える法定時間外労働に対しては、使用者は50%以上の率で計算した割増賃金を支払わなければなりません。

深夜労働との関係

月60時間を超える時間外労働を深夜（22:00～5:00）の時間帯に行わせる場合、**深夜割増賃金率25%+時間外割増賃金率50%=75%**となります。

休日労働との関係

月60時間の時間外労働時間の算定には、法定休日に行った労働時間は含まれませんが、それ以外の休日に行った労働時間は含まれます。

（※）法定休日労働の割増賃金率は、35%です。

代替休暇

月60時間を超える法定時間外労働を行った労働者の健康を確保するため引き上げ分の割増賃金の支払の代わりに有給の休暇（代替休暇）を付与することができます。

就業規則の変更

割増賃金率の引き上げに合わせて就業規則の変更が必要となる場合があります。

「モデル就業規則」も参考にしてください。



（就業規則の記載例）

（割増賃金）

第〇条 時間外労働に対する割増賃金は、次の割増賃金率に基づき、次項の計算方法により支給する。

（1）1か月の時間外労働の時間数に応じた割増賃金率は、次のとおりとする。この場合の1か月は毎月1日を起算日とする。

- ① 時間外労働60時間以下・・・25%
 - ② 時間外労働60時間超・・・50%
- （以下、略）

具体的な算出方法（例）

1か月の起算日からの時間外労働時間数を累計して60時間を超えた時点から50%以上の率で計算した割増賃金を支払わなければなりません。

算出例

- > 1か月の起算日は毎月1日
- > 法定休日は日曜日
- > カレンダー中の青字は、時間外労働時間数
- > 時間外労働の割増賃金率
60時間以下…25%
60時間超…50%

日	月	火	水	木	金	土
	1 5時間	2 5時間	3	4 2時間	5 3時間	6 5時間
7 5時間	8 2時間	9 3時間	10 5時間	11	12 5時間	13 5時間
14	15 3時間	16 2時間	17	18 3時間	19 3時間	20 3時間
21	22 3時間	23 3時間	24 2時間	25 1時間	26 2時間	27 1時間
28 3時間	29 1時間	30 1時間	31 2時間			

↑
法定休日労働

↑
月60時間を超える時間外労働

割増賃金率

- ◆ 時間外労働（60時間以下） カレンダー白色部分 = 25%
- ◆ 時間外労働（60時間超） カレンダー緑色部分 = 50%
- ◆ 法定休日労働 カレンダー赤色部分 = 35%

働き方改革推進支援助成金の活用方法（例）

「働き方改革推進支援助成金」は、働き方改革に取り組む中小企業事業主に、環境整備に必要な費用の一部を国が助成する制度です。

[活用例]

労務管理の報告業務が非効率な状況で、時間外労働時間が月60時間を超える労働者が複数名存在した

● 勤怠管理システムを導入
各自の労働時間を把握し、
業務を平準化

● 就業規則に月60時間超の
割増賃金率の規定を改正

取り組みの結果、時間外労働時間が月60時間を超える者がいなくなった

勤怠管理システム導入費用
と就業規則の改正費用に、
働き方改革推進支援助成金
を活用



助成率 75%

一定の要件を満たした場合 80%

上限額 最大250万円

事業場内賃金の引き上げ等の
一定の要件を満たした場合
最大490万円

助成金のご案内

働き方改革推進支援助成金	生産性を向上させ、労働時間の縮減等に取り組む中小企業事業主に 対して、その実施に要した費用の一部を助成	
業務改善助成金	生産性向上のための設備投資などを行い、事業場内最低賃金を一定 以上引き上げた場合に、その設備投資などにかかった費用の一部を 助成	

相談窓口のご案内

労働基準監督署 労働時間相談・支援コーナー	時間外労働の上限規制や年次有給休暇などの法令に関する知識や 労務管理体制についてのご相談に、窓口・電話で対応・支援して います。 また、ご希望があれば、個別訪問での相談・支援も行っています。	
都道府県労働局 ・パートタイム労働者、有期雇用労働者関係 ：雇用環境・均等部(室) ・派遣労働者関係：需給調整事業部(課・室)	正規雇用労働者と非正規雇用労働者（パートタイム労働者・有期雇用労働 者・派遣労働者）の間の不合理な待遇差の解消に関する相談に応じます。	
働き方改革推進支援センター	働き方改革関連法に関する相談、労働時間管理のノウハウや賃金制度 等の見直し、助成金の活用など、労務管理に関する課題について、 社会保険労務士等の専門家が相談に応じます。	
産業保健総合支援センター	医師による面接指導等、労働者の健康確保に関する課題について、 産業保健の専門家が相談に応じます。	
よろず支援拠点	生産性向上や人手不足への対応など、経営上のあらゆる課題につい て、専門家が無料で相談に応じます。	
ハローワーク	求人充足に向けたコンサルティング、事業所見学会や就職面接会な どを実施しています。	
医療勤務環境改善支援センター	医療機関に特化した支援機関として、個々の医療機関のニーズに応 じて、総合的なサポートをします。 ▶ 「いきサポ」で検索	

建設事業者のみなさまへ

働き方改革関連法の施行に伴い、平成31年4月から時間外労働の上限規制が導入され、令和2年4月1日から中小企業に対しても適用されているところです。

建設事業者に関しては、その適用が令和6年(2024年)3月31日まで猶予されており、この猶予期間中に、時間外労働の削減に関する取組を進めていただくことが重要となります。

時間外労働の上限規制

改正内容等、詳細はこちらをご覧ください



厚生労働省HP
働き方改革特設サイト
時間外労働の上限規制



- 労働基準法では、労働時間は原則として、1日8時間・1週40時間とされています。これを「法定労働時間」といいます。また、休日は原則として、毎週少なくとも1回与えることとされています。
- 法定労働時間を超えて労働者に時間外労働をさせる場合や法定休日に労働させる場合には、労働基準法第36条に基づく労使協定の締結、所轄労働基準監督署長への届出が必要です。

猶予期間中の様式は「第9号の4」

上限規制に対応できる場合は、
様式第9号 (一般条項)
様式第9号の2 (特別条項)
によって提出することができます。

労働時間・休日に関する原則

法律で定められた労働時間の限度
1日8時間 及び **1週40時間**

法律で定められた休日
毎週少なくとも1回

これを超えるには、
36協定の締結・届出が必要です。

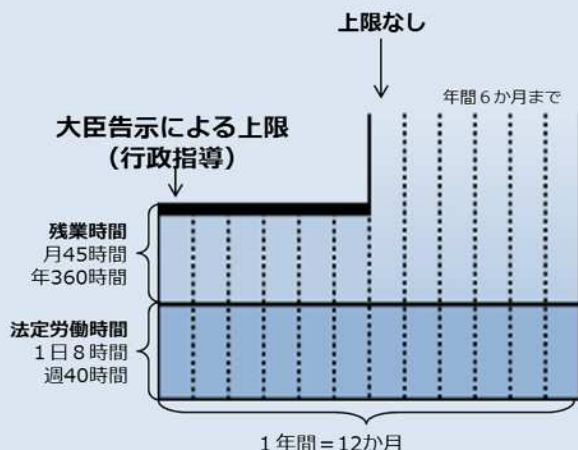
- 改正前までは、建設業については、36協定で定める時間外労働の上限の基準(大臣告示)は適用除外とされていましたが、**令和6年(2024年)4月1日以降**、時間外労働の上限は、原則として、月45時間、年360時間となり、臨時的な特別の事情がなければ、これを超えることができなくなります。
- また、臨時的な特別の事情があつて労使が合意する場合(特別条項)でも、以下の上限を超える時間外労働・休日労働はできなくなります。
 - 時間外労働が年720時間以内
 - 時間外労働と休日労働の合計が月100時間未満
 - 時間外労働と休日労働の合計が複数月(2~6か月)平均80時間以内
 - 時間外労働が月45時間を超えることができるのは年6か月まで

2024年4月1日
から

(改正前)

法律上は、時間外労働に上限なし。

(行政指導のみ)



(改正後)

法律で時間外労働の上限を定め、これを超える時間外労働はできなくなる。

法律による上限(例外)

- ※ 臨時的な特別の事情がある場合 年間6か月まで
- ・ 時間外 年720時間以内
- ・ 時間外+休日 複数月平均80時間以内
- ・ 時間外+休日 月100時間未満

法律による上限(原則)

残業時間(原則)
月45時間
年360時間

法定労働時間
1日8時間
週40時間

1年間=12か月

建設業においては、例外規定があります。

- ・災害時の復旧・復興の事業を除き、上限規制が全て適用されます。
- ・災害時の復旧・復興の事業に関しては、時間外労働と休日労働の合計について、時間外労働と休日労働の合計が月100時間未満
時間外労働と休日労働の合計が複数月（2～6か月）平均80時間以内とする規制は適用されません。

2023年4月1日
から

月60時間を超える残業の割増賃金率が上がります。

令和5年（2023年）4月1日から、月60時間を超える残業は、割増賃金率が上がります。

（現在）

月60時間超の残業割増賃金率
大企業は20%
中小企業は25%

（改正後）2023年4月1日施行

月60時間超の残業割増賃金率
大企業、中小企業ともに50%
※中小企業の割増賃金率を引上げ

	1か月の時間外労働 1日8時間・1週40時間 を超える労働時間	
	60時間以下	60時間超
大企業	25%	50%
中小企業	25%	25%

	1か月の時間外労働 1日8時間・1週40時間 を超える労働時間	
	60時間以下	60時間超
大企業	25%	50%
中小企業	25%	50%

上限規制適用業種（建設事業・自動車運転者・医師）については、上限規制が適用となる1年前に割増賃金率の猶予措置が廃止となるため注意が必要です！

ご相談・お問い合わせ先



改正法に円滑に対応するために「働き方改革推進支援助成金」や「岡山働き方改革推進支援センター」、「岡山県よろず支援拠点」等の各種支援、相談窓口を活用しましょう。

働き方改革推進支援助成金

時間外労働等の改善を目的として、外部専門家によるコンサルティング、労働能率増進に資する設備、労務管理用機器等の導入を実施した中小企業事業主に、その取組に要した費用の一部を助成します。

内容

労働時間短縮・年休促進支援コース
勤務間インターバル導入コース
労働時間適正管理推進コース
団体推進コース

詳細は
こちら  厚生労働省HP
労働時間等の
設定の改善 


問い合わせ先
雇用環境・均等室
TEL :086-224-7639

岡山県よろず支援拠点

平成26年6月より、国が全国に設置した無料の経営相談所です。


岡山県よろず支援拠点では、起業・創業から、中小企業・小規模事業者の皆様の上拡大、販路拡大、事業計画、経営改善など、経営上のあらゆるお悩みの相談に対応します。

公益財団法人 岡山県産業振興財団


〒701-1221
岡山県岡山市北区芳賀5301
TEL 086-206-2180 


岡山働き方改革推進支援センター


社会保険労務士による支援が受けられます。


〒700-0985
岡山市北区厚生町3丁目1番15号
岡山商工会ビル 8階 801号室
フリーダイヤル：0120-947-188
営業時間：9：00～17：00（土日祝日を除く） 

改正法令、各種支援、助成金制度等
詳細についてはこちらをご覧ください

「働き方改革」の
実現に向けて
(厚生労働省HP) 

働き方改革について
(岡山労働局HP) 

「最低賃金引上げ」に向け
た中小企業・小規模
事業者への支援事
業(厚生労働省HP) 

賃金（賃金引上げ、
労働生産性向上）
(厚生労働省HP) 

年次有給休暇制度は改正労基法に対応したものとなっていますか？

1. 年次有給休暇の基本的なルールは理解していますか？

P3、P4
を確認！

年次有給休暇の付与要件は、**① 6か月継続勤務し、② 全労働日の8割以上出勤**することです。

▶ **年次有給休暇の付与日数（一般労働者）** ※パートタイム労働者等も所定労働日数に応じて比例付与する必要があります。

勤続年数	6か月	1年6か月	2年6か月	3年6か月	4年6か月	5年6か月	6年6か月以上
付与日数	10日	11日	12日	14日	16日	18日	20日

2. 年5日の年次有給休暇を取得させていますか？

P5、P6
を確認！

年10日以上の子年次有給休暇が付与される労働者に対して、年次有給休暇が付与されてから1年以内に**年5日について、使用者が時季を指定して取得させなければなりません。** ※年次有給休暇を5日以上取得済みの労働者に対しては、使用者による時季指定は不要です。

3. 年次有給休暇管理簿は作成していますか？

P6を確認！

年次有給休暇管理簿作成の留意事項	① 労働者ごとに基準日（年次有給休暇の付与日）を記入しましょう。
	② 労働者ごとに年次有給休暇の付与日数を記入しましょう。
	③ 年次有給休暇を取得した日付を記入しましょう。
	④ 年次有給休暇管理簿は3年間保存しましょう。

4. 就業規則に時季指定に関する事項の記載は済んでいますか？

P7を確認！

休暇に関する事項は**就業規則の絶対的記載事項（労基法第89条）**であるため、使用者による年次有給休暇の時季指定を実施する場合は、**時季指定の対象となる労働者の範囲及び時季指定の方法について、就業規則に記載しなければなりません。**

未対応の項目があれば、こちらのパンフレットで詳細を確認しましょう。

未対応の項目がある場合は、パンフレット「**年5日の年次有給休暇の確実な取得わかりやすい解説**」で詳細を確認しましょう。

このパンフレットは、厚生労働省のHPからダウンロードできます。監督署の窓口でもお配りしています。

<https://www.mhlw.go.jp/content/000463186.pdf>



岡山労働局HPに「年次有給休暇制度」に関する説明動画をUPしました！

いつでもご都合がいい時にご覧いただけるように、年次有給休暇の制度概要、法改正の内容、管理簿や就業規則の整備などについての説明動画をご用意しました。

https://jsite.mhlw.go.jp/okayama-roudoukyoku/newpage_00830.html

※ ご利用時にかかる通信料等は受講者様のご負担となりますのでご留意をお願いします。

※ 動画ファイルの形式はMP4となります。



新見労働基準監督署

新しい働き方・休み方を実践するために 年次有給休暇を上手に活用しましょう

● 「年次有給休暇の計画的付与制度」を導入しましょう。

1) 年次有給休暇付与計画表による 個人別付与方式の導入例

例えば、毎週金曜日に

年次有給休暇の計画的付与を活用すると？

年次有給休暇を土日と組み合わせると、連続休暇になります。
また、10 点囲みのような日に年次有給休暇をさらに組み
合わせることで(プラスワン休暇)も考えられます。

2022年10月

年休の計画的付与期間



2) 日数 付与日数から5日を除いた残りの日数を計画的付与の対象にできます。

例1 年次有給休暇の付与日数が10日の労働者

例2 年次有給休暇の付与日数が20日の労働者

5日	5日
事業主が計画的に付与できる	労働者が自由に取得できる

15日	5日
事業主が計画的に付与できる	労働者が自由に取得できる

○前年度取得されずに次年度に繰り越された日数がある場合には、繰り越し分を含めた付与日数から5日を引いた日数を計画的付与の対象とすることができます。

3) 活用方法 企業、事業場の実態に合わせたさまざまな付与の方法があります。

方式	年次有給休暇の付与の方法	適した事業場、活用事例
一斉付与方式	全従業員に対して同一の日に付与	製造部門など、操業を止めて全従業員を休ませることのできる事業場などで活用
交替制付与方式	班・グループ別に交替で付与	流通・サービス業など、定休日を増やすことが難しい企業、事業場などで活用
個人別付与方式	個人別に付与	年次有給休暇付与計画表により各人の年次有給休暇を指定

● 時間単位の年次有給休暇を活用しましょう。

年次有給休暇の付与は原則1日単位ですが、労使協定を結べば、年5日の範囲内で、時間単位の取得が可能となります。
労働者の様々な事情に応じた柔軟な働き方・休み方に役立ちます。

〈労使協定で定める事項〉

① 時間単位年休の対象労働者の範囲

対象となる労働者の範囲を定めてください。一部の者を対象外とする場合には、「事業の正常な運営を妨げる場合」に限られます。

② 時間単位年休の日数

1年5日以内の範囲で定めてください。

③ 時間単位年休1日分の時間数

1日分の年次有給休暇が何時間分の時間単位年休に相当するかを定めてください。1時間に満たない端数がある場合は時間単位に切り上げてください。(例)所定労働時間が1日7時間30分の場合は8時間となります。

④ 1時間以外の時間を単位として与える場合の時間数

2時間単位など1日の所定労働時間数を上回らない整数の時間単位を定めてください。

● 働き方・休み方改善ポータルサイト 年休取得促進特設サイトのご案内

働き方・休み方改善ポータルサイトでは、「働き方・休み方改善指標」を活用して自己診断をしたり、企業の取組事例や働き方・休み方に関する資料などが見られます。

年休取得促進特設サイトでは、制度説明、企業の取組事例などが見られます。



今こそ、働き方改革に取り組みましょう

働き方改革とは、誰もがそれぞれの事情に応じて多様な働き方が選択でき、その能力と意欲を發揮できる魅力ある職場づくりを目指すものです。

魅力ある職場づくりに取り組むことで、従業員の意欲が向上し、労働生産性のアップや優秀な人材の確保職場への定着につながります。

働き方改革の必要性について

備北地区でも重要課題です。

我が国は今、急速に少子高齢化が進んでおり、労働力人口の減少が見込まれています。

経済を持続的に発展させるためには、働きたいと希望する全ての方が活躍できるようにするとともに、働く人一人ひとりの生産性を高めていくことが不可欠です。

働く現場ではさまざまな問題があります。例えば、

「長時間労働」

長時間労働は、健康の確保を困難にします。
また、仕事と家庭生活との両立を困難にし、少子化の原因や、女性のキャリア形成を阻む原因、男性の家庭参加を阻む原因ともなります。

「正規・非正規の不合理な処遇の差」

正規・非正規労働者の間に不合理な処遇の差があると、非正規労働者は正当な処遇がなされていないという気持ちとなり、頑張ろうという意欲をなくしてしまいます。

これらを見直していこうというのが「働き方改革」です。

長時間労働を是正すると、ワーク・ライフ・バランスが改善し、女性や高齢者も仕事に就きやすくなり、労働参加率の向上に結びつきます。時間当たりどれだけの成果をあげるかに意識が向かい、労働生産性向上につながります。

正規と非正規の理由なき処遇の差を埋めていくと、働く人の頑張ろうという意欲を引き出すことができ、それによって労働生産性の向上が期待できます。

働き方改革に向けた各種支援の活用

岡山労働局雇用環境・均等室

「働き方・休み方改善コンサルタント」が事業場にお伺いし、労働時間や休暇制度の状況を診断のうえ、アドバイスや改善に向けた具体的な提案や資料の提供を行います。

〒700-8611
岡山市北区下石井1-4-1 岡山第2合同庁舎3階
TEL 086-225-2017



岡山働き方改革推進支援センター

長時間労働の是正、同一労働同一賃金の実現、生産性向上による賃金引上げ、人手不足の緩和などの労務管理に関する課題について、労務管理等の専門家による個別相談、事業主向けセミナーの実施などの支援を行います。

【受託会社：株式会社タスクールPlus】
〒700-0985 岡山市北区厚生町3丁目1番15号
岡山商工会ビル8階801号室
フリーダイヤル：0120-947-188



中小企業だからこそ、取り組み易く、効果も大きくなります。

コロナ禍だからこそ

働き方改革に関連する助成金も取り扱っています。

◆岡山県よろず支援拠点

平成26年6月より、国が全国に設置した無料の経営相談所です。

岡山県よろず支援拠点では、起業・創業から、中小企業・小規模事業者の皆様の売上拡大、販路拡大、事業計画、経営改善など、経営上のあらゆるお悩みの相談に対応します。

公益財団法人 岡山県産業振興財団
〒701-1221
岡山県岡山市北区芳賀5301
TEL 086-206-2180



改正法令、各種支援、助成金制度等詳細についてはこちらをご覧ください



「働き方改革」の実現に向けて
(厚生労働省HP)



働き方改革について
(岡山労働局HP)



最低賃金引上げに向けた中小企業・小規模事業者への支援事業

内閣官房、消費者庁、厚生労働省、経済産業省、国土交通省及び公正取引委員会の合意（下記参照）に基づき、中小企業等が賃金引上げの原資を確保できるよう、取引事業者全体のパートナーシップにより、労務費、原材料費、エネルギーコストの上昇分を適切に転嫁できる環境を整備するため、政府一体となって取組を開始することとされました。

政府としては、成長と分配の好循環を実現するため、地域経済の雇用を支える中小企業等が適切に価格転嫁を行い、適正な利益を得られるよう、環境整備を行っており、労働基準監督署においても、労働条件向上相談窓口を設置し、各事業場における労働基準関係法令の遵守や賃金引上げに向けた労働環境の自主的な改善の促進に向けて、その労働環境の実情に応じたきめ細かな支援等を行っています。

つきましては、事業主の皆様におかれましても、賃金引上げに向けた環境整備の取組が進められていることや社会的にも賃金引上げが求められていることをご理解いただき、労使で話し合ってくださいなどとして、労働者の賃金引上げについてご検討いただくようお願いいたします。

パートナーシップによる価値創造のための転嫁円滑化の取組について

「パートナーシップによる価値創造のための転嫁円滑化施策パッケージ」

「パートナーシップによる価値創造のための転嫁円滑化施策パッケージ」の詳細については、こちらのリンク先の別紙2をご覧ください。



パートナーシップによる価値創造のための転嫁円滑化の取組について

各省庁における取組については、こちらをご参照ください。



厚生労働省における中小企業・小規模事業者への支援事業

厚生労働省は経済産業省と連携し、中小企業に対する以下の支援を実施しています。

専門家派遣・相談等支援事業【ワン・ストップ＆無料の相談・支援体制を整備】

生産性の向上などの経営改善に取り組む中小企業の労働条件管理などのご相談などについて、中小企業庁が実施する支援事業と連携して、ワン・ストップで対応する相談窓口を開設しています。

業務改善助成金【中小企業・小規模事業者の生産性向上のための取組を支援】

生産性向上のための設備投資などを行い、事業場内で最も低い賃金（事業場内最低賃金）を一定額以上引き上げた中小企業・小規模事業者に対して、その設備投資などにかかった経費の一部を助成します。

働き方改革推進支援助成金(団体推進コース)【業種別団体の賃金底上げのための取組を支援】

業種別の事業主団体が、業界全体として傘下企業の生産性向上と労働者の賃金引上げを目的とした、販路拡大のための市場調査や新たなビジネスモデル開発などの取組に対して助成をします。

業種別中小企業団体助成金や業務改善助成金を活用し、業務の効率化や働き方の見直しなどを実施して生産性向上を実現し、賃金の引上げを行った事例を集めた冊子や中小企業・小規模事業者への支援施策紹介マニュアルも作成しておりますので、参考にしてみてください。

各種支援の詳細、生産性向上の事例集、支援施策紹介マニュアルについてはこちらをご覧ください

厚生労働省HP

「最低賃金引上げに向けた中小企業・小規模事業者への支援事業」



最低賃金制度の概要、最低賃金額等についてはこちらをご覧ください

厚生労働省HP

「賃金（賃金引上げ、労働生産性向上）」

特設サイト

「必ずチェック最低賃金」

